

資料編

第2次総合計画策定にかかる資料等

1 総合計画策定条例

平成24年12月20日

条例第23号

(趣旨)

第1条 この条例は、総合的かつ計画的な市政の運営を図るため、市の総合計画を策定するに当たり、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 総合計画 将来における市のあるべき姿と進むべき方向についての基本的な指針であり、基本構想及び基本計画からなるものをいう。
- (2) 基本構想 長期的展望に立ち、目指すべき将来の市の姿及びそのための施策の大綱を示すものをいう。
- (3) 基本計画 基本構想で示した将来像の実現に向け、各分野の基本方針や主要施策を体系的に示すものをいう。

(総合計画の策定と位置付け)

第3条 市長は、市の最上位計画として総合計画を策定し、これに即して市政を運営しなければならない。

(総合計画策定審議会への諮問)

第4条 市長は、基本構想を策定するに当たっては、あらかじめ、瑞穂市総合計画策定審議会に諮問するものとする。

(議決)

第5条 市長は、基本構想及び基本計画を策定しようとするときは、瑞穂市議会基本条例（平成23年瑞穂市条例第19号）第10条の規定に基づき、議会の議決を経るものとする。

2 前条及び前項の規定は、基本構想の変更に、前項の規定は、基本計画の変更について準用する。

(基本計画の策定)

第6条 市長は、基本構想に基づき、基本計画を策定するものとする。

(総合計画の公表)

第7条 市長は、総合計画の策定後、速やかにこれを公表するものとする。

2 前項の規定は、総合計画の変更について準用する。

(総合計画との整合)

第8条 個別の行政分野における施策の基本的な事項を定める計画を策定し、又は変更するに当たっては、総合計画との整合を図るものとする。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に地方自治法の一部を改正する法律（平成23年法律第35号）による改正前の地方自治法（昭和22年法律第67号）第2条 第4項の規定に基づき策定されている基本構想については、第5条第1項の 規定による議決を受けて策定された基本構想とみなす。

(瑞穂市総合計画審議会条例の廃止)

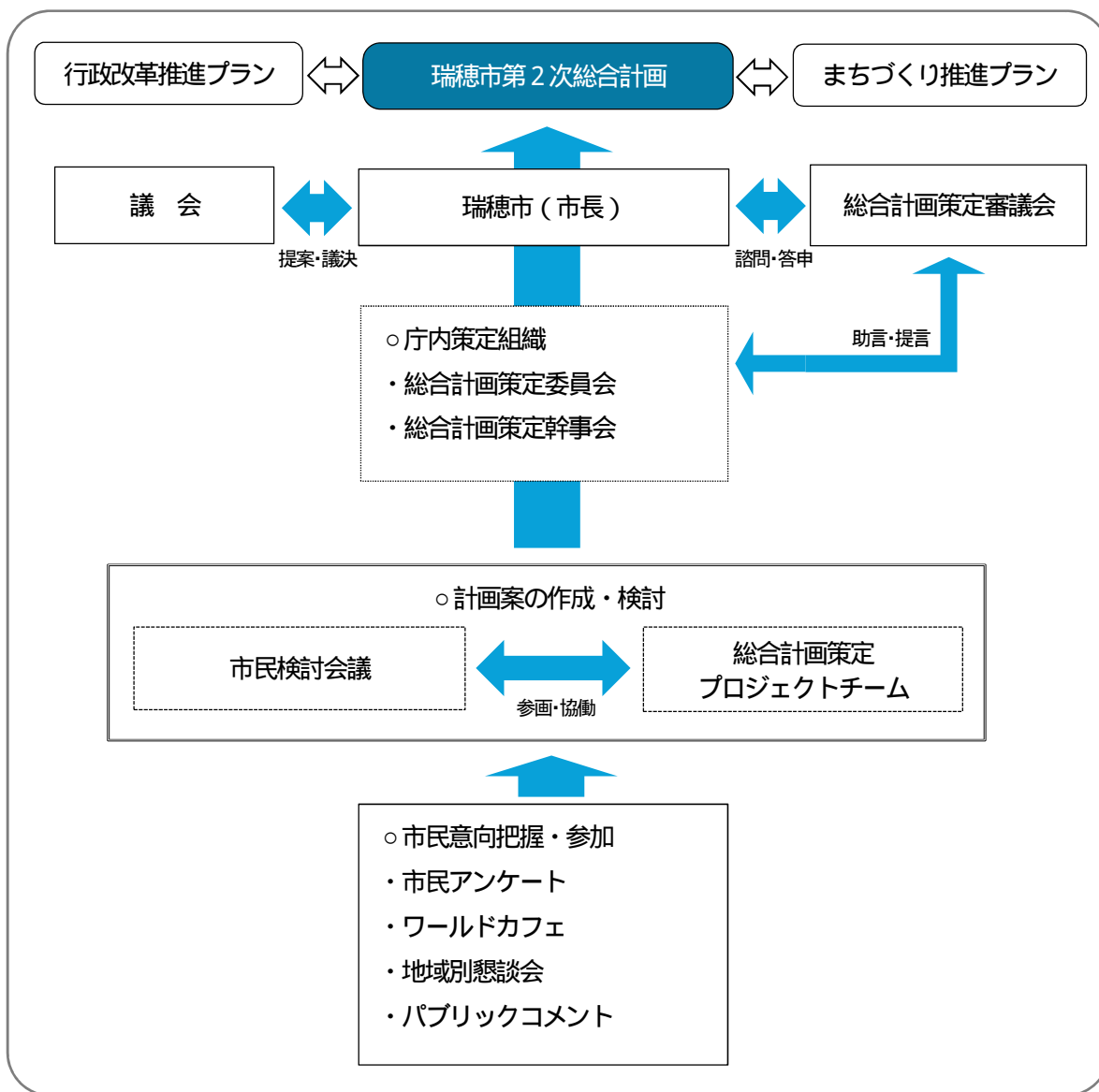
3 瑞穂市総合計画審議会条例（平成15年瑞穂市条例第18号）は、廃止する。

2 策定体制・経過

(1) 策定体制

第2次総合計画は、総合計画策定プロジェクトチーム及び市民検討会議を中心に案の作成・検討を行い、市民意向の把握や意見・提言を求めたのち、庁内検討組織による計画事項の決定、総合計画策定審議会をはじめとする審議会審議を踏まえ策定しました。

なお、第2次総合計画の推進にあたっては、平行して策定された行政改革推進プラン(平成27年10月)、まちづくり推進プラン(平成27年10月)との連携を図るものとします。



(2) 策定組織

総合計画策定審議会

■瑞穂市総合計画審議会委員名簿

役 職	所属等	平成 2 6 年度 (2 0 名)	平成 2 7 年度 (2 0 名)
会 長	朝日大学 (副学長兼保健医療学部長)	森下 伊三男	森下 伊三男
副会長	瑞穂市自治会連合会	太田 定敏	太田 定敏
委 員	瑞穂市消防団 (団長)	青木 哲朗	青木 哲朗
	岐阜経済大学 (経営学部)	今井 良幸	藤井 えりの
	瑞穂市社会福祉協議会 (事務局長)	宇野 睦子	宇野 睦子
	瑞穂市民生児童委員協議会 (委員)	岡田 登	岡田 登
	瑞穂市次世代育成支援対策協議会 (委員)	梶浦 良子	梶浦 良子
	岐阜県 (清流の国づくり政策課)	杉山 さとみ	吉川 尚文
	瑞穂市老人福祉計画策定・推進委員会	坪井 礼	坪井 礼
	岐阜工業高等専門学校 (建築学科教授)	鶴田 佳子	鶴田 佳子
	瑞穂市まちづくり基本条例推進委員会 (会長)	中村 良	中村 良
	瑞穂市教育委員会 (教育委員)	麓 英里	麓 英里
	瑞穂市商工会 (副会長)	松野 守男	松野 守男
	瑞穂市農業委員会 (会長)	矢野 哲弘	矢野 哲弘
	市民公募	加納 雅弘	加納 雅弘
	市民公募	杉浦 信子	杉浦 信子
	市民公募	杉原 克己	杉原 克己
	市民公募	豊田 英二	豊田 英二
	市民公募	野村 喬	野村 喬
	市民公募	廣瀬 英昭	廣瀬 英昭

■瑞穂市総合計画審議会開催経過

開 催	会議名	内 容
平成 26 年 7 月 30 日	第 1 回審議会	諮問、総合計画の策定にあたって
平成 26 年 9 月 24 日	第 2 回審議会	策定方針、公共施設等総合管理計画
平成 27 年 1 月 26 日	第 3 回審議会	第 1 次総合計画の成果・課題
平成 27 年 3 月 24 日	第 4 回審議会	課題等の検討状況、市民アンケート
平成 27 年 10 月 8 日	第 5 回審議会	計画の策定状況、創生総合戦略
平成 27 年 11 月 20 日	第 6 回審議会	基本構想骨子、創生総合戦略
平成 28 年 1 月 14 日	第 7 回審議会	基本構想案、基本計画案、重点施策案
平成 28 年 2 月 15 日	第 8 回審議会	地域別懇談会、パブリックコメント、答申

庁内組織（策定委員会・幹事会・プロジェクトチーム）

1) 総合計画策定委員会

■瑞穂市総合計画策定委員会設置要綱

平成26年6月6日
訓令第10号

（設置）

第1条 市の新たな総合計画（瑞穂市総合計画策定条例（平成24年瑞穂市条例第23号）第2条に規定する総合計画をいう。以下「総合計画」という。）を策定するために、庁内に瑞穂市総合計画策定委員会（以下「策定委員会」という。）を設置する。

（所掌事項）

第2条 策定委員会の所掌事項は、次の各号に掲げるとおりとする。

- （1）総合計画の素案策定に関すること。
- （2）総合計画の素案策定に係る意見の具申及び助言に関すること。
- （3）総合計画の素案策定に係る総合調整に関すること。
- （4）前各号に掲げるもののほか、総合計画の策定に必要な事項

（組織）

第3条 策定委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって構成する。

- 2 委員長、副委員長及び委員は、別表第1に掲げる職にある者をもって充てる。
- 3 委員長は、策定委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第4条 策定委員会の会議は、委員長が必要に応じて招集し、その会議の議長となる。

- 2 委員長は、必要があると認めるときは、会議に策定委員会の構成員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

（策定幹事会）

第5条 策定委員会に策定委員会の所掌事項を補佐し、かつ、総合計画の策定に関する各分野の懸案事項について、連絡、調整及び検討するため、策定幹事会を置く。

- 2 前2条の規定は、策定幹事会において準用する。この場合において、前2条中「委員長」とあるのは「幹事長」と、「副委員長」とあるのは「副幹事長」と、「委員」とあるのは「幹事」と読み替えるものとする。
- 3 策定幹事会の幹事長には企画部長の職にある者を、副幹事長には企画財政課長の職にある者を、幹事には別表第2に掲げる課等に属する職員のうちから委員長の指名を受けた者をもって充てる。
- 4 幹事長は、その会議、活動等の結果等を策定委員会に報告するものとする。

（専門部会）

第6条 策定幹事会の補助機関として、専門部会を置くことができる。

- 2 専門部会の所掌事項及び組織、運営等に関して必要な事項は、幹事長が別に定める。

（プロジェクトチーム）

第7条 策定委員会の補助機関として、瑞穂市総合計画策定プロジェクトチーム（以下「プロジェクトチーム」という。）を置く。

- 2 プロジェクトチームの構成員は、市長が任命する職員をもって組織する。
- 3 プロジェクトチームの所掌事項、組織及び運営に関して必要な事項は、市長が別に定める。

（報告）

第8条 委員長は、総合計画の素案を策定したときは、市長に報告しなければならない。ただし、必要に応じて、策定期間の中間においても、その経過を報告するものとする。

（任命権者の承認）

第9条 第3条第2項に定める委員、第5条第2項に定める幹事のうち、別表第1に定める教育長、教育次長、議会事務局長及び監査委員事務局長並びに別表第2に定める教育委員会事務局、議会事務局及び監査委員事務局に所属する者は、会議に出席するにあたり各任命権者の承諾を得るものとする。

（庶務）

第10条 策定委員会及び策定幹事会の庶務は、企画財政課において処理する。

（補則）

第11条 この訓令に定めるもののほか、策定委員会及び策定幹事会に関して必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この訓令は、公表の日から施行する。

別表第1（第3条関係）

役 職	職 名
委員長	副市長
副委員長	企画部長
委 員	教育長
	総務部長
	市民部長
	福祉部長
	都市整備部長
	調整監
	環境水道部長
	巢南庁舎管理部長
	会計管理者
	教育次長
	議会事務局長
	監査委員事務局長

別表第2（第5条関係）

課 等	
企画部	秘書広報課
	企画財政課
総務部	総務課
	管財情報課
市民部	市民課
	税務課
	医療保険課
福祉部	福祉生活課
	健康推進課
都市整備部	都市開発課
	都市管理課
	商工農政課
環境水道部	環境課
	上水道課
	下水道課
巢南庁舎管理部	市民窓口課
会計課	
教育委員会事務局	教育総務課
	学校教育課
	幼児支援課
	生涯学習課
議会事務局	
監査委員事務局	

■瑞穂市総合計画策定委員会委員名簿

役 職	所属等	平成26年度 (13名)	平成27年度 (14名)
委員長	副市長	奥田 尚道	早瀬 俊一
副委員長	企画部長	森 和之	森 和之
委 員	教育長	横山 博信	横山 博信
	総務部長	早瀬 俊一	大岩 清孝
	市民部長	広瀬 充利	伊藤 弘美
	福祉部長	高田 薫	広瀬 充利
	都市整備部長	弘岡 敏	鹿野 政和
	調整監	渡辺 勇人	渡辺 勇人
	環境水道部長	鹿野 政和	梶浦 要
	巢南庁舎管理部長	—	田宮 康弘
	会計管理者	宇野 清隆	宇野 清隆
	教育次長	高田 敏朗	高田 敏朗
	議会事務局長	田宮 康弘	広瀬 照泰
	監査委員事務局長	佐藤 雅人	西村 陽子

■瑞穂市総合計画策定委員会会議開催経過

開 催	会議名	内 容
平成26年 9月 5日	第1回策定委員会	基本方針について①
9月16日	第2回策定委員会	基本方針について②
10月28日	第3回策定委員会	市民検討会議設置、第1次総合計画の総括
平成27年 1月20日	第4回策定委員会	課題整理、アンケート実施
2月25日	第5回策定委員会	人口推計
4月28日	第6回策定委員会	市民アンケート結果
6月 9日	第7回策定委員会	施策の方向性と進め方
7月28日	第8回策定委員会	市民検討会議提示施策
11月17日	第9回策定委員会	基本構想骨子(案)
12月22日	第10回策定委員会	基本構想案、基本計画体系
平成28年 1月 5日	第11回策定委員会	基本計画素案
1月12日	第12回策定委員会	基本計画施策、重点施策案
2月 9日	第13回策定委員会	基本構想案・基本計画案
2月 9日	第13回策定委員会	基本構想案・基本計画案
2月23日	第14回策定委員会	答申、パブリックコメント

2) 総合計画策定幹事会

■瑞穂市総合計画策定幹事会幹事名簿

所 属	平成26年度 (22名)	平成27年度 (23名)
企画部秘書広報課	井上 克彦	井上 克彦
総務部総務課	住 義之	住 義之
総務部管財情報課	堤 秀晴	堤 秀晴
市民部市民課	畑中 智尚	畑中 智尚
市民部税務課	桑原 秀幸	堀部 哲也
市民部医療保険課	宇野 由里	宇野 由里
福祉部福祉生活課	平塚 直樹	郷 仁奈子
福祉部地域福祉高齢課	—	平塚 直樹
福祉部健康推進課	加納 愛美	加納 愛美
都市整備部都市開発課	矢野 隆博	磯部 基宏
都市整備部都市管理課	山田 勝彦	山田 勝彦
都市整備部商工農政課	広瀬 秀一	広瀬 秀一
環境水道部環境課	豊田 敦	臼井 英俊
環境水道部上水道課	和田 厚二	和田 厚二
環境水道部下水道課	工藤 浩昭	工藤 浩昭
市民部市民窓口課	広瀬 進一	宇野 正純
会計課	豊田 薫	高山 浩之
教育委員会事務局教育総務課	鹿野 将弘	鹿野 将弘
教育委員会事務局幼児支援課	鹿野 正美	鹿野 正美
教育委員会事務局学校教育課	松野 光広	泉 大作
教育委員会事務局生涯学習課	脇田 恵二	古澤 秀樹
議会事務局	泉 大作	今木 浩靖
監査委員事務局	西村 陽子	藤橋 克年

■瑞穂市総合計画策定幹事会会議開催経過

開 催	会議名	内 容
平成26年 11月 7日	第1回策定幹事会	策定方針、第1次総合計画総括
平成27年 1月26日	第2回策定幹事会	目標、施策、課題整理
3月 2日	第3回策定幹事会	抽出シート、人口推計
6月12日	第4回策定幹事会	市の課題と施策
11月30日	第5回策定幹事会	基本構想(案)、基本計画(案)

3) 総合計画策定プロジェクトチーム

■瑞穂市総合計画策定プロジェクトチーム設置要綱

平成26年6月6日

訓令第11号

(設置)

第1条 瑞穂市総合計画策定委員会（平成26年瑞穂市訓令第10号）第7条の規定に基づき、瑞穂市総合計画策定プロジェクトチーム（以下「プロジェクトチーム」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 プロジェクトチームの所掌事務は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 市の新たな総合計画（瑞穂市総合計画策定条例（平成24年瑞穂市条例第23号）第2条に規定する総合計画をいう。以下「総合計画」という。）の理念及び基本的な仕組みの検討に関すること。
- (2) 基本構想及び基本計画の素案策定に関する調査、研究及び意見提案に関すること。
- (3) 総合計画のあり方、市民参画のあり方及び職員参画のあり方の検討に関すること。
- (4) 市民が参加する計画素案策定に係る検討会議等の庶務に関すること。
- (5) 総合計画の進行管理及び行政評価システムとの連携等に関すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、総合計画の策定に必要な事項

(組織)

第3条 プロジェクトチームの構成員（以下「チーム員」という。）は、次に掲げる職員のうちから市長が任命し、15人以内の者をもって構成する。

- (1) 職員公募による40歳未満の者
- (2) 委員長（瑞穂市総合計画策定委員会設置要綱（平成26年瑞穂市訓令第10号）第3条第1項に規定する委員長をいう。以下「委員長」という。）が指名する者
- 2 前項に掲げるチーム員のうち、議会事務局、監査委員事務局又は教育委員会事務局に所属する職員を任命しようとする場合は、当該職員は各任命権者の承認を得るものとする。
- 3 プロジェクトチームに委員長が指名する統括及び副統括を置く。
- 4 統括は、プロジェクトチームの所掌事項を統括し、会務を総理する。
- 5 副統括は、統括を補佐し、統括に事故があるとき又は統括が欠けたときは、その職務を代理する。
- 6 チーム員は、当該チーム員が属する課（瑞穂市行政組織規則（平成15年瑞穂市規則第2号）第4条に規定する課をいう。以下「所属課」という。）に属したまま、統括の命を受け、第2条の所掌事務に従事する。
- 7 統括は、必要に応じて、プロジェクトチームに分科会を置くことができる。

(会議)

第4条 プロジェクトチームの会議は、統括が必要に応じて招集し、その会議の議長となる。

- 2 統括は、必要があると認めるときは、会議にチーム員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(チーム員の服務)

第5条 チーム員の出張命令、休暇、時間外勤務命令その他の服務についての命令及び承認は、統括又は所属課の長が行うものとする。

(経費)

第6条 プロジェクトチームの運営に必要な経費（前条の規定による経費を除く。）は、統括が関係部署と協議し決定する。

(庶務)

第7条 プロジェクトチームの庶務は、企画財政課において処理する。

(補則)

第8条 この訓令に定めるもののほか、プロジェクトチームの組織、運営等に関して必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この訓令は、公表の日から施行する。

■瑞穂市総合計画策定プロジェクトチーム員名簿（１４名）

所 属（平成２７年４月現在）	氏 名	備 考
企画部企画財政課	宇野 佳一	総 括
環境水道部上水道課	清水 慎司	副総括
都市整備部都市管理課	藤森 雅人	チーム員
都市整備部都市開発課	久保田 覚	
都市整備部商工農政課	武藤 崇晃	
総務部総務課	田中 亮輔	
環境水道部下水道課	溝口 和紀	
教育委員会事務局生涯学習課	小野 真太郎	
企画部秘書広報課	服部 達哉	
教育委員会事務局生涯学習課（図書館）	大野 理夏	
総務部管財情報課	熊崎 響	
教育委員会事務局幼児支援課	不破 美名	
監査委員事務局	桂川 伸哉	
福祉部健康推進課	小林 由佳	

■瑞穂市総合計画策定プロジェクトチーム（PT）会議開催経過

開 催		会議名	内 容
平成26年	7月 7日	第1回PT会議	辞令交付・策定組織体制・スケジュール
	7月14日	第2回PT会議	次期総合計画のあり方検討
	7月23日	第3回PT会議	策定方針について①
	7月29日	第4回PT会議	市民検討組織の設置について 人口推計について・策定方針について②
	8月 5日	第5回PT会議	SWOT分析について・策定方針について③
	8月12日	第6回PT会議	他市の総合計画について・策定方針について④
	8月19日	第7回PT会議	策定方針⑤・検討の進め方
	8月27日	第8回PT会議	公共施設等総合管理計画・策定方針⑥
	9月 2日	第9回PT会議	個別計画との関係性について
	9月 9日	第10回PT会議	市民検討会議の進め方①
	9月18日	第11回PT会議	市民検討会議の進め方②
	9月24日	第12回PT会議	市民検討会議の進め方③
	10月 2日	第13回PT会議	市民検討会議の具体的内容①
	10月 9日	第14回PT会議	市民検討会議の具体的内容②
	10月16日	第15回PT会議	市民検討会議委員募集・選考①
	10月23日	第16回PT会議	市民検討会議委員募集・選考②
	10月28日	第17回PT会議	市民検討会議委員募集・選考③
	11月 5日	第18回PT会議	市民検討会議委員募集・選考④
	11月13日	第19回PT会議	市民検討会議委員募集・選考⑤
	11月20日	第20回PT会議	市民検討会議の進め方④
	11月27日	第21回PT会議	総合計画の構成について①
	12月 4日	第22回PT会議	総合計画の構成について②
	12月10日	第23回PT会議	総合計画の構成について③
	12月18日	第24回PT会議	総合計画の構成について④
	12月25日	第25回PT会議	市民アンケートについて
平成27年	1月 8日	第26回PT会議	各課ヒアリングシートについて①
	1月15日	第27回PT会議	各課ヒアリングシートについて②
	1月22日	第28回PT会議	各課ヒアリングシートについて③
	1月29日	第29回PT会議	市民検討会議のグループ分け
	2月 5日	第30回PT会議	第1回市民検討会議について
	2月12日	第31回PT会議	グループ会議について①
	2月24日	第32回PT会議	グループ会議について②
	3月12日	第33回PT会議	市民検討会議全体会議について①
	4月16日	第34回PT会議	市民検討会議全体会議について②
	5月19日	第35回PT会議	まち・ひと・しごと創生総合戦略、財政について
	6月15日	第36回PT会議	課題の整理について
	7月29日	第37回PT会議	市民検討会議全体会議について③
	10月 6日	第38回PT会議	市民検討会議のまとめ、基本構想案

4) 総合計画策定事務局

■企画部企画財政課

役 職	平成26年度(5名)	平成27年度(7名)
部長	森 和之	森 和之
課長	高山 浩之	佐藤 雅人
総括課長補佐	福富 里美	弘岡 敏
		福富 里美
課長補佐	馬淵 好人	馬淵 好人
		坂 佳幸
主査	宇野 佳一	宇野 佳一

総合計画策定市民会議

■瑞穂市総合計画策定市民検討会議設置要綱

平成 26 年 10 月 31 日

告示第 176 号

(設置)

第 1 条 市の新たな総合計画（瑞穂市総合計画策定条例（平成 24 年条例第 23 号）第 2 条に規定する総合計画をいう。以下「総合計画」という。）の策定に当たり、市民の参画のもと、協働で総合計画の素案策定の検討を行うことを目的として、瑞穂市総合計画策定市民検討会議（以下「市民検討会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 市民検討会議は、総合計画の素案策定に必要な事項について検討するものとする。

(組織)

第 3 条 市民検討会議は、40 名以内の検討委員（以下「委員」という。）をもって構成する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 総合計画の素案策定の検討に必要な知識経験等を有する者

(2) 公募による市民

(3) その他市長が認める者

(座長及び副座長)

第 4 条 市民検討会議に座長及び副座長を置く。

2 座長は、委員の互選により定め、副座長は、座長が指名する。

3 座長は、市民検討会議を代表し、会務を総理する。

4 副座長は、座長を補佐し、座長に事故があるとき又は座長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 市民検討会議は、座長が必要に応じ招集し、その会議の議長となる。

2 会議は、必要に応じ、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(検討部会)

第 6 条 総合計画の素案策定に当たり、分野ごとの検討を行うため、検討部会（以下「部会」という。）を置く。

2 部会は、必要に応じ、別表に定める部会ごとに組織し、5 名以上の委員をもって構成する。

3 委員は、複数の部会の構成員（以下「部会員」という。）を兼ねることができる。

(部会の部会長)

第 7 条 部会ごとに部会長を置き、部会長は、部会員の互選により定める。

2 部会長は、部会を代表し、会務を総理する。

(部会の会議)

第 8 条 部会の会議は、部会長が必要に応じて招集し、その会議の議長となる。

2 部会は、必要に応じて構成員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

3 部会は、座長の求めに応じて、検討経過、検討結果及びその他活動に関する内容について、報告又は資料を提出しなければならない。

(庶務)

第 9 条 市民検討会議の庶務は、企画部企画財政課において処理し、部会の庶務は、瑞穂市総合計画策定プロジェクトチーム設置要綱（平成 26 年瑞穂市訓令第 11 号）に規定する瑞穂市総合計画策定プロジェクトチームが処理する。

(任期)

第 10 条 委員の任期は、委嘱の日から平成 27 年 10 月 31 日までとする。

(その他)

第 11 条 この要綱に定めるもののほか、市民検討会議及び部会の運営に関し必要な事項は、座長が別に定める。

附 則

1 この告示は、公表の日から施行する。

2 第 5 条第 1 項の規定にかかわらず、最初にかかれる市民検討会議は、市長が招集する。

3 この告示は、平成 27 年 10 月 31 日限り、その効力を失う。

別表（第6条関係）

	主な検討分野
第1部会	防災、道路・公園・公共施設などのインフラ整備
第2部会	ゴミ、環境、地域コミュニティ
第3部会	医療、健康増進、福祉、子育て支援
第4部会	教育、文化・スポーツ振興、生涯学習
第5部会	商工業、農業、雇用、観光
第6部会	行政改革、財政、市民参画・市民協働

■瑞穂市総合計画策定市民検討会議検討委員名簿

グループ	氏 名	備 考
【第1グループ】 （11名） 1. 防災、道路・公園・公共施設などのインフラ整備 2. 商工業、農業、雇用、観光	◎寺倉 博	P T A
	○倉田 智之	公 募
	今村 紗矢香	朝日大学
	鹿野 光博	公 募
	林 智也	朝日大学
	原 志郎	十六銀行
	廣瀬 康人	公 募
	福元 聡美	朝日大学
	馬淵 晃	消防団
	山本 聡	大垣共立銀行
【第2グループ】 （8名） 3. ゴミ、環境、地域コミュニティ 4. 教育、文化・スポーツ振興、生涯学習	◎北倉 利治（座長）	なかよしクラブみずほ
	○武藤 誠	消防団
	浅倉 敦子	清流みずほ幼稚園（保護者）
	大下 真直	P T A
	西 祐子	審議会（まちづくり）
	藤橋 直樹（副座長）	子ども会育成協議会
	山本 好子	日赤奉仕団
【第3グループ】 （9名） 5. 医療、健康増進、福祉、子育て支援 6. 行政改革、財政、市民参画・市民協働	若山 将史	朝日大学
	◎馬淵 浩史	審議会（まちづくり）
	○中林 由紀子	公 募
	伊藤 伸高	公 募
	棚橋 眞二	体育協会
	豊田 英二	審議会（総合計画）
	廣瀬 英昭	審議会（まちづくり）
	箕浦 紀子	日赤奉仕団
	矢野 輝子	日赤奉仕団
	吉井 しおり	朝日大学

（計28名）

■瑞穂市総合計画策定市民検討会議開催経過

開 催	会議名	内 容
平成27年 2月10日	第1回市民検討会議（全体）	辞令交付・全体概要説明
2月17日	第3グループ会議	課題出し①
2月19日	第1．第2グループ会議	課題出し①
3月 2日	第3グループ会議	担当課ヒアリング①
3月 5日	第1グループ会議	課題の絞り込み
3月 6日	第2グループ会議	課題の絞り込み
3月17日	第2回市民検討会議（全体）	進捗状況報告
3月23日	第1グループ会議	担当課ヒアリング①
3月27日	第2グループ会議	担当課ヒアリング①
3月30日	第3グループ会議	担当課ヒアリング②
4月 8日	第3グループ会議	施策検討①
4月 9日	第1グループ会議	担当課ヒアリング②
4月17日	第2グループ会議	担当課ヒアリング②
4月27日	第3回市民検討会議（全体）	各グループから提言事項報告
8月11日	第4回市民検討会議（全体）	市からの施策説明
9月17日	第1グループ会議	担当課との施策調整

3 総合計画策定審議会（諮問・答申）

総合計画策定審議会（諮問）

瑞企第65号

平成26年7月30日

瑞穂市総合計画策定審議会

会 長 森下 伊三男 様

瑞穂市長 堀 孝 正

瑞穂市第2次総合計画について（諮問）

下記の事項について、貴審議会の意見を求めます。

1. 諮問事項

市の新たな総合計画の策定について

2. 諮問趣旨

社会経済情勢がめまぐるしく変化するなか、地方自治体を取り巻く環境も地域主権、地方分権の進展に伴い大きく変革しつつあります。

当市のまちづくりに関する理念を定めた「まちづくり基本条例」第3条第2項において、「地域における総合的かつ計画的な行政運営を図るための基本構想及び個別行政分野の基本計画の策定その他の市政の運営に当たっては、この条例との整合を図るもの」と定めており、市民、議会、行政が相互理解のもと一体となって市民協働でまちづくりを進めるうえで、この理念に沿った新たな総合計画を策定することが求められます。

については、将来に向け本市の方向性を明らかにするための新たな総合計画の策定にあたり、瑞穂市総合計画策定条例（平成24年条例第23号）第4条の規定により貴審議会の意見を求めます。

総合計画策定審議会（答申）

平成28年2月19日

瑞穂市長 棚橋 敏明 様

瑞穂市総合計画策定審議会
会長 森下 伊三男

瑞穂市第2次総合計画（基本構想・基本計画）について（答申）

平成26年7月30日付け瑞企第65号にて諮問のありました瑞穂市第2次総合計画（基本構想・基本計画）案について、慎重に審議を重ねた結果、本審議会の意見を次のとおりとりまとめたので答申します。

本審議会に付議された瑞穂市第2次総合計画（基本構想・基本計画）案については、基本構想で定めたまちの将来像および、「育・住・安・活」の4つの基本視点を踏まえた基本目標を設定し、基本計画ではそれらの実現に向けた必要な施策が基本目標ごとに体系的に示されるとともに、事業の進捗状況を明らかにするための目標指標が設定されており、客観的に計画の達成状況を管理できるものと評価できます。また、まちづくり基本条例の理念に沿った取り組みとして、市民検討会議や地域別懇談会を開催し、計画策定における市民の参画・協働の取り組みが実践されたことは、市民、議会、行政が相互理解のもと一体となったまちづくりを進めるうえで、有意義であるものと評価します。

本審議会では、瑞穂市第2次総合計画（基本構想・基本計画）案の内容について、適当と認めますが、計画の遂行にあたっては次の事項に十分留意し、“誰もが未来を描けるまち 瑞穂”に向け、市民との課題共有を深めながら諸施策を進められるよう要請します。

記

- 1 まちづくり基本条例の理念普及を更に促進し、多様な市民との連携による創意工夫にあふれたまちづくりを継続的に進めていくため、地域の課題に主体的に取り組もうとする市民へのアプローチの手法や担い手の育成など、市民活動のさらなる活性化に積極的に尽力されたい。
- 2 人口減少、少子高齢化の影響による人口構造の大きな変化は、福祉、教育、都市基盤など多くの分野に影響を及ぼすことが予測されます。これからのまちづくりを進めるにあたり、社会環境の変化や派生する課題をきめ細かく把握し、まちの魅力と豊かさを実感しながら暮らせる環境を整えるとともに、瑞穂市まち・ひと・しごと創生総合戦略における取り組みも踏まえ、ふるさとへの誇りや愛着につながる取り組みを積極的に推進されたい。
- 3 地方交付税の減少、義務的経費や普通建設事業費の増嵩が見込まれ、市の財政状況は予断を許さない状況にあるものと認識しています。創意工夫に基づく歳入の確保や市民サービスの提供を進めるとともに、更なる「選択と集中」の視点を持ち、予算との連動性を強めた実効性の高い行政運営に努められたい。
- 4 目標指標値などを活用し、毎年度、進捗、達成状況を把握・点検するとともに、その成果や効果を検証・評価するなかで取り組まれたい。
- 5 計画書の作成に当たっては、多くの市民にわかりやすい表現やデザインに配慮するとともに、ホームページなどで広報を行い、市民と共に進める計画となるよう努められたい。
- 6 本審議会における各委員からの「意見」及び瑞穂市まちづくり基本条例推進委員会並びに瑞穂市行政改革推進委員会からの「答申」に十分配慮され、計画の推進に努められたい。

関連計画の答申について 1) まちづくり推進プラン

【答申】

平成27年10月2日

瑞穂市長 棚橋 敬明 様

瑞穂市まちづくり基本条例推進委員会
会 長 中 村 良

瑞穂市第2次総合計画に係るまちづくり推進プランについて（答申）

平成26年11月12日付け瑞企第112号で諮問のありましたことについて、本推進委員会において慎重かつ丁寧に審議を重ね、会の総意を集約しましたので、別紙のとおり答申します。

【答申書（表紙）】

瑞穂市第2次総合計画に係る
まちづくり推進プランについて
（答 申）

平成27年10月
瑞穂市まちづくり基本条例推進委員会

【策定経過】

I. 委員会の検討経過

会 議	開 催 日 会 場	検討内容	詳 細
第1回	平成26年11月12日（水） 市役所3階 議員会議室	位置付け・諮問	基本条例の概要 市民アンケート概要
第2回	平成26年12月10日（水） 市役所3階 議員会議室	推進プランについて①	まちづくりの将来像 推進のポイント
第3回	平成27年3月25日（火） 市役所3階 議員会議室	推進プランについて②	推進プランの対象 まちづくりの主体 プラン書
第4回	平成27年5月11日（月） 市役所3階 議員会議室	推進プランについて③	総合計画の策定状況 市民アンケート分析
第5回	平成27年5月25日（月） 市役所3階 議員会議室	推進プランについて④	課題・問題等の整理
第6回	平成27年7月13日（月） 市役所3階 第一会議室	推進プランについて⑤	推進プラン（中間とりまとめ）
第7回	平成27年9月7日（月） 市役所3階 第三会議室	推進プランについて⑥	分野別施策発表 目標指標設定 答申（案）について
第8回	平成27年9月28日（月） 市役所3階 第三会議室	推進プランについて⑦	答申について

【上記以外に開催した部会（任意参加）】
（テーマ） （開催日）
市民の参加・参画 平成27年7月24日（金）
情報の共有 平成27年7月27日（月）
協 働 平成27年7月29日（水）

9

【策定体制】

II. 委員名簿

区 分	氏 名	所 属 等	備 考 （敬称略）
学識経験者	中村 良	朝日大学（法学部准教授）	会 長
公共的団体からの 推薦	加藤 恒	自治会連合会	
	長尾 マツ子	みずほ女性の会	
	廣瀬 英昭	商工会	副会長
	棚橋 真二	体育協会	
	日高 清	文化協会	
	関谷 恵	民生・児童委員会	
有識者 （審議会等委員）	板谷 雄二	都市計画審議会	
	長屋 正治	次世代育成支援対策協議会	
	奥田 利恵	老人福祉計画策定・推進委員会	
公 募	馬淵 浩史	市民委員	
	豊田 英二	市民委員	
	西 祐子	市民委員	
	若山 何史	市民委員	
	福元 聡美	市民委員	

10

2) 行政改革推進プラン

【答申】

平成27年10月28日

瑞穂市長 櫻橋 敏明 様

瑞穂市行政改革推進委員会
会長 斎藤 康輝

瑞穂市第2次総合計画に係る行政改革推進プランについて（答申）

平成26年12月17日付け瑞企第124号で諮問のありました瑞穂市第2次総合計画に係る行政改革推進プランについて、慎重に審議を行い、意見をまとめたので、別紙のとおり答申します。

【答申書（表紙）】

瑞穂市第2次総合計画に係る
行政改革推進プランについて
（答申）

～清流輝く美しい都市「みずほ」の明るい未来、
持続可能なまちづくりに向けて～

平成27年10月
瑞穂市行政改革推進委員会

【策定経過】

I. 委員会の検討経過

会 議	開 催 日 会 場	検討内容	詳 細
第1回	平成26年12月22日（月） 市役所 3階 議員会議室	市長より諮問 公共施設のあり方について（1）	行政改革プランの概要 財政的制約 公共施設のあり方
第2回	平成27年1月28日（水） 市役所 3階 議員会議室	公共施設のあり方について（2）	公共施設マネジメント 市民アンケート結果 総合管理計画の策定
第3回	平成27年8月31日（月） 市役所 3階 第3会議室	公共施設等総合管理計画について	公共施設白書 市民アンケート結果 施設マネジメント
第4回	平成27年9月14日（月） 市役所 3階 第3会議室	行政改革プランについて（1）	第二次行政改革大綱 行政改革プラン骨子 公共施設等総合管理計画基本方針
第5回	平成27年10月5日（月） 市役所 3階 第3会議室	行政改革プランについて（2）	現状・課題等の整理 施策の方向性・考え方 目標指標の検討 答申案の検討
第6回	平成27年10月14日（月） 市役所 3階 議員会議室	答申案の検討	答申内容の検討

【策定体制】

II. 委員名簿

区 分	氏 名	所 属 等	備 考 (或不同)
学識経験者	斎藤 康輝	高崎経済大学 (地域政策学部 教授)	会 長
公共的団体からの 推薦	今木 啓一郎	瑞穂市PTA連合会	副会長
	野田 孝宏	瑞穂市自治会連合会	
	櫻橋 和子	みずほ女性の会	
	迫田 義一	瑞穂市商工会	
	河合 和義	瑞穂市教育委員会	
	井深 文代	瑞穂市民生・児童委員会	
公 募	藤中 広	市民委員	
	竹林 茂子	市民委員	
	大森 宗	市民委員	

4 意識調査等

総合計画策定に関するアンケート調査、意見交換等の実施概要と調査結果概要を示します。

市民アンケート

アンケート名 瑞穂市第2次総合計計画策定に向けた市民アンケート

調査期間 平成27年2月 6日～2月23日

対象者 市内に居住する18歳以上の男女
(平成26年12月1日現在、住民基本台帳に登録のある者)

調査方法 無作為抽出(郵送法)

配布数 3,300票

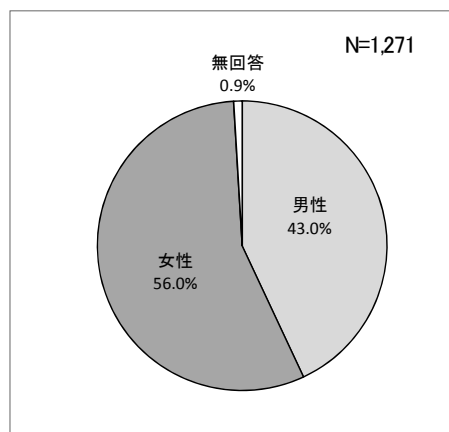
回収数 1,284票

回収率 38.9%

【回答者の属性】

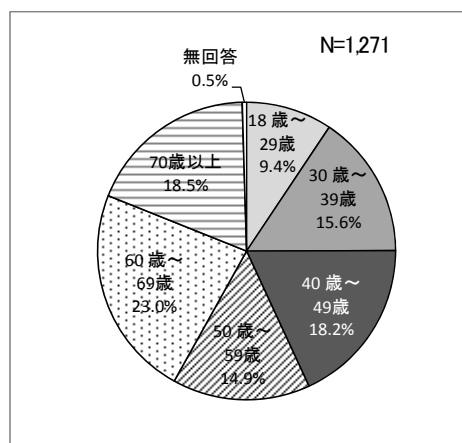
性別

「男性」が43.0%、「女性」が56.0%となっている。



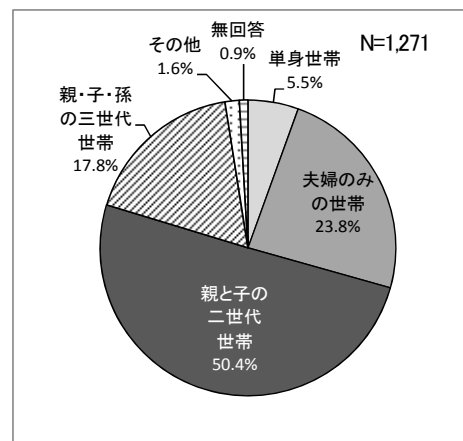
年齢

「60歳～69歳」が23.0%と最も多く、次いで「40歳～49歳」が18.2%、「70歳以上」が18.5%、「30歳～39歳」が15.6%、「50歳～59歳」が14.9%、「18～29歳」が9.4%となっている。



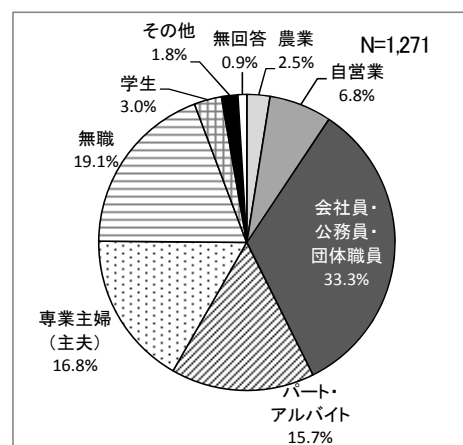
家族構成

「親と子の二世代世帯」が50.4%と最も多く、次いで「夫婦のみ世帯」が23.8%、「親・子・孫の三世代世帯」が17.8%、「単身世帯」が5.5%となっている。



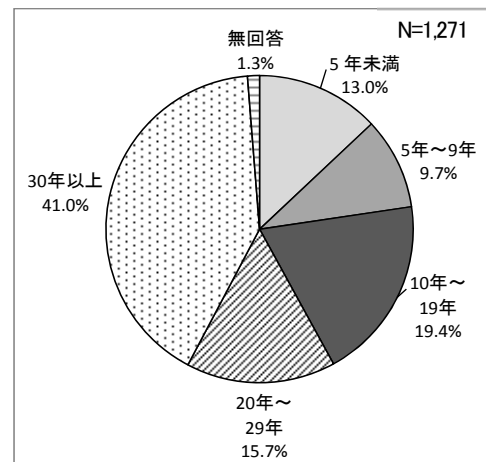
職業

「会社員・公務員・団体職員」が33.3%と最も多く、次いで「無職」が19.1%、「専業主婦(主夫)」が16.8%、「パート・アルバイト」が15.7%となっている。



居住年数

「30年以上」が41.0%と最も多く、次いで「20年～29年」が15.7%、「10年～19年」が19.4%、「5年～9年」が9.7%となっている。

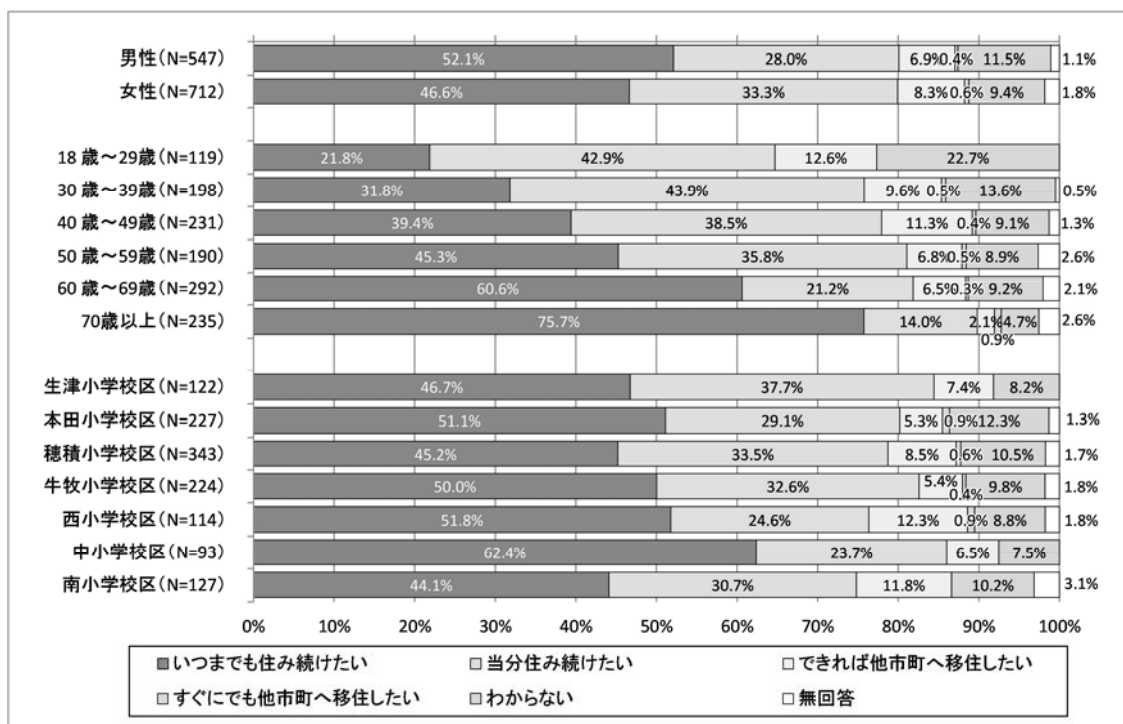


市への定住意向

年齢別でみると、年齢が上がるほど『住み続けたい』が多くなっている。一方で、50歳未満では「できれば他市町へ移住したい」が10%前後と、50歳以上と比べて多くなっている。また、18歳～29歳では、他の世代よりも「わからない」が22.7%と多くなっている。

居住地別でみると、中小学校学区、生津小学校区、牛牧小学校区、本田小学校区では『住み続けたい』が80%を超えている。

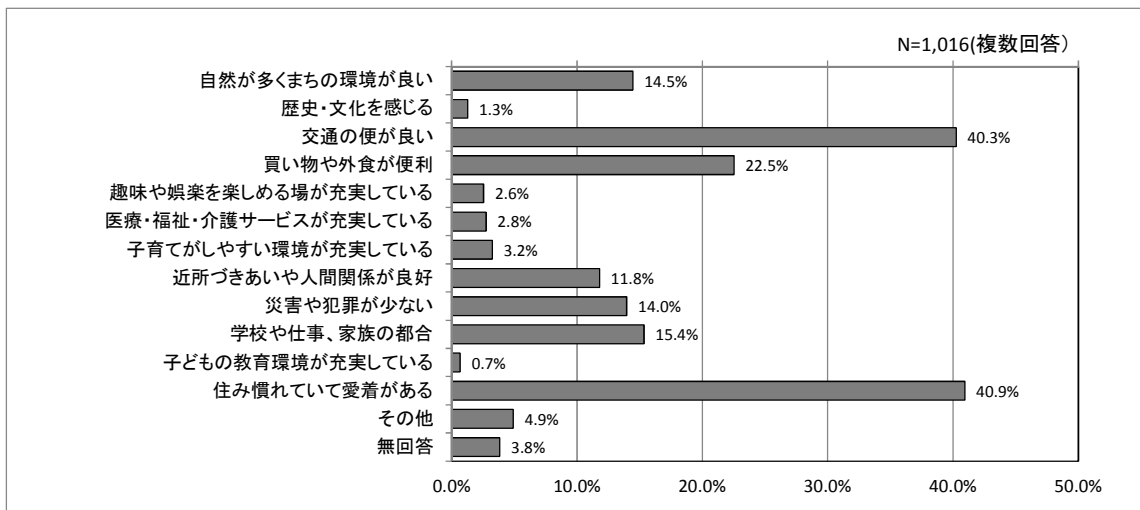
□性別・年齢別・居住地別集計結果



市に定住したい理由

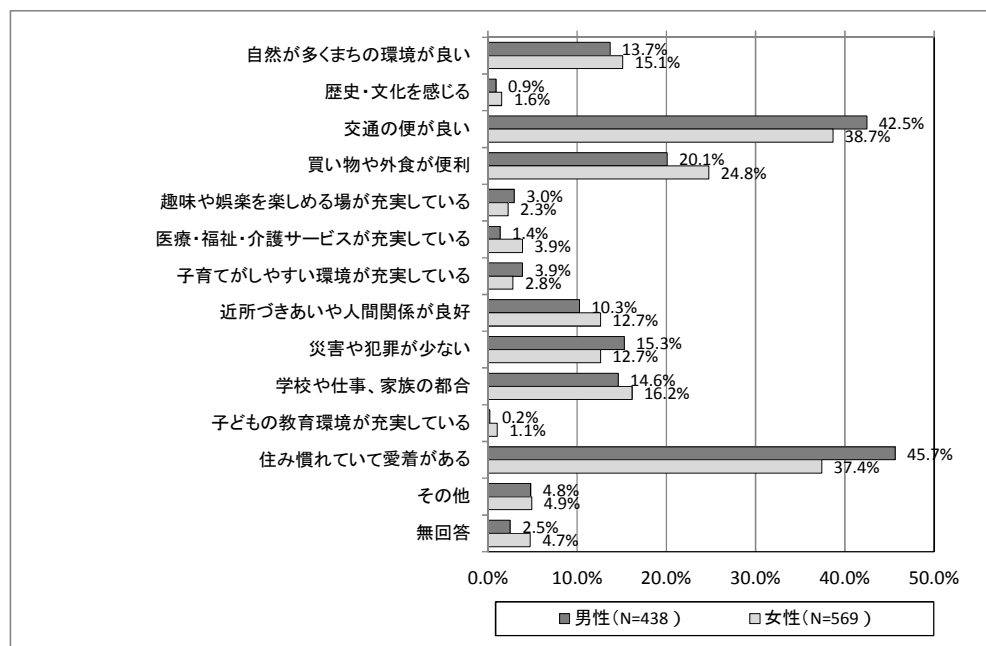
「住み慣れていて愛着がある」が40.3%と最も多く、次いで「交通の便が良い」が40.9%、「買い物や外食が便利」が22.5%となっており、交通やお店などの利便性が評価されていることがわかる。

Q3 瑞穂市に住み続けたいと思う主な理由は何ですか？(あてはまるもの2つまで)



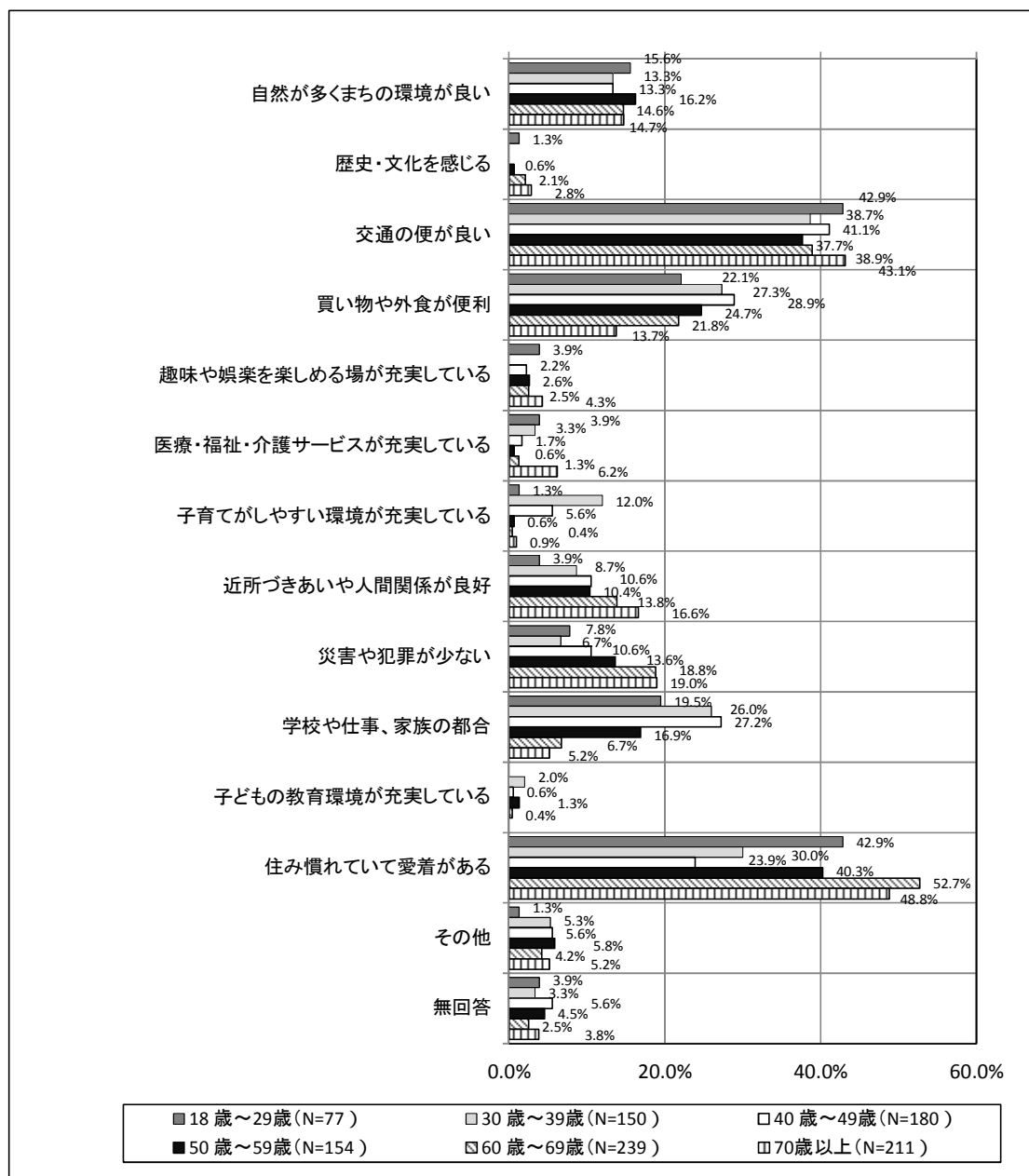
(性別クロス集計)

「住み慣れていて愛着がある」と「交通の便が良い」では男性の方が高く、「買い物や外食が便利」は女性の方が高くなっている。



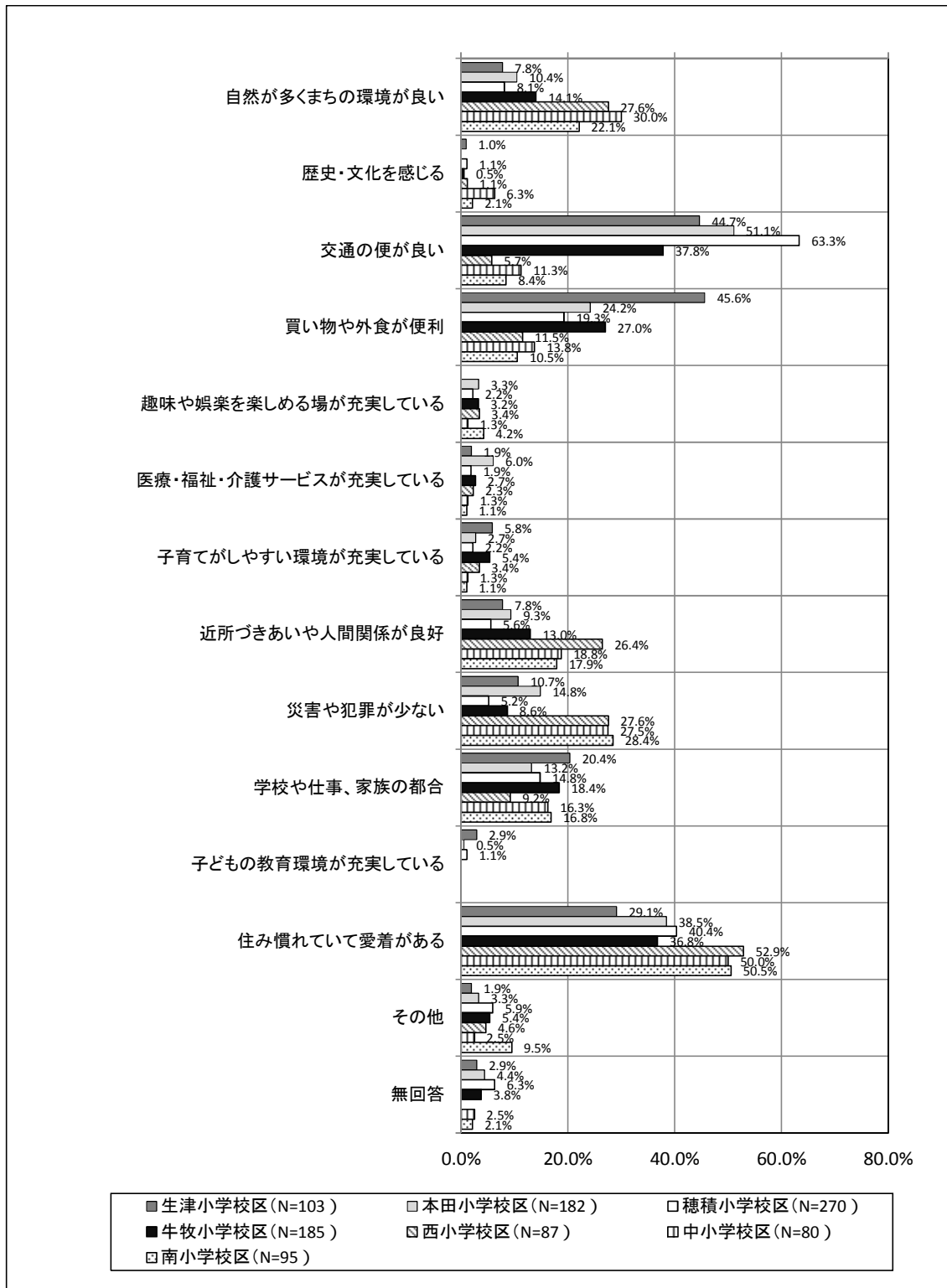
(年齢別クロス集計)

「住み慣れていて愛着がある」は60歳以上で高く、「買い物や外食が便利」は30歳代、40歳代で高くなっている。また、「近所づきあいや人間関係が良好」や「災害や犯罪が少ない」は年齢が高くなるほど多くなっている。



(居住地別クロス集計)

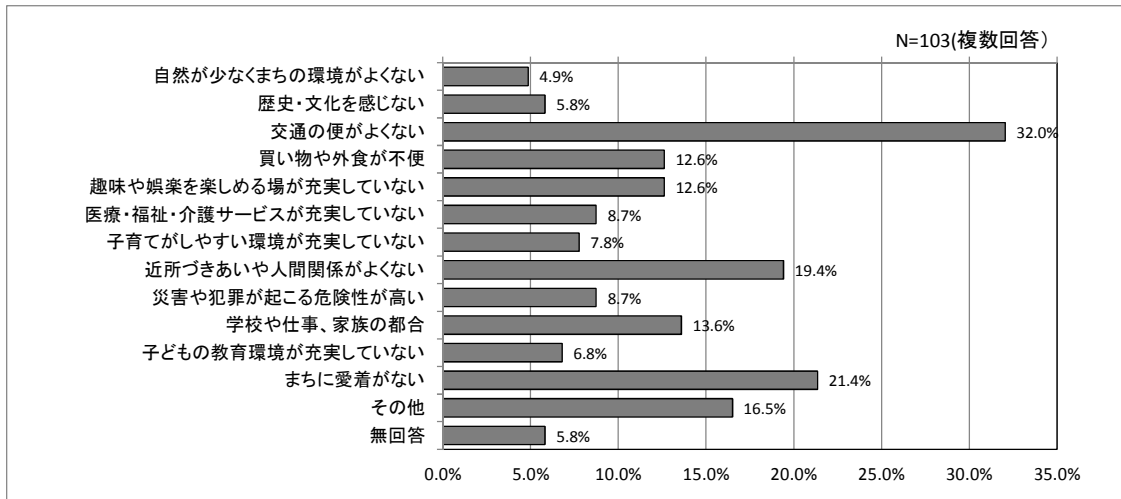
「住み慣れていて愛着がある」は西・中・南小学校区で高く、「交通の便が良い」は穂積・本田・生津・牛牧小学校区で高く、「買い物や外食が便利」は生津小学校区で高くなっており、地域による差がみられる。



定住したくない理由

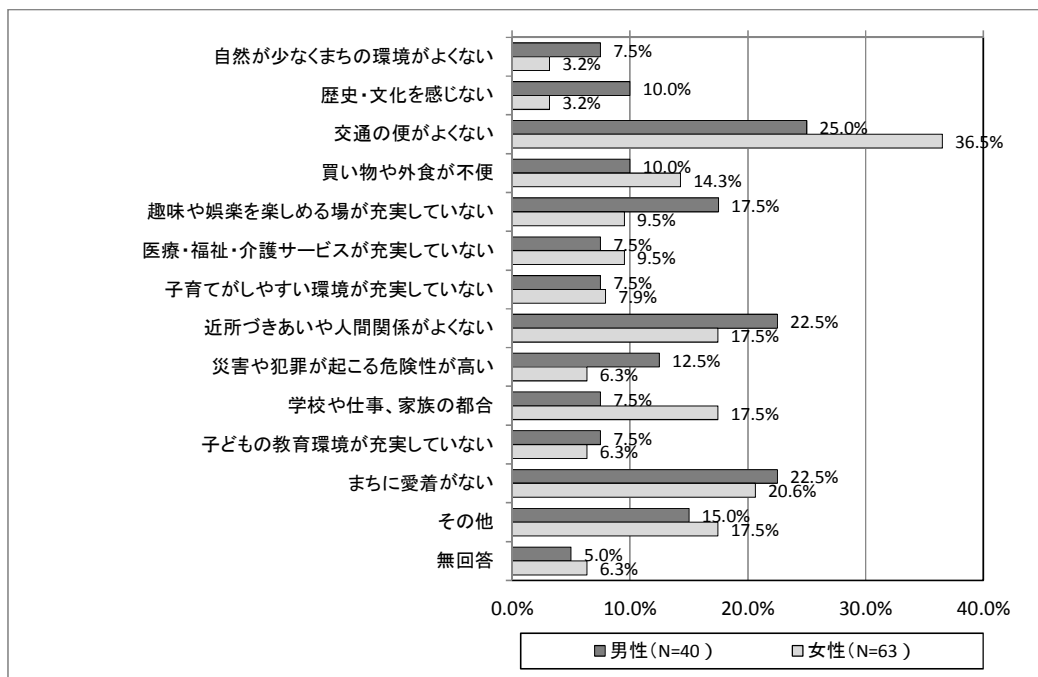
「交通の便がよいくない」が32.0%と最も多く、次いで「まちに愛着がない」が21.4%、「近所づきあいや人間関係がよいくない」が19.4%となっている。前設問で市に住み続けた理由として「住み慣れていて愛着がある」と「交通の便が良い」が上位となっていたが、住み続けたくない理由としても同様の事項が相反してあがっている。

Q4 瑞穂市に住み続けたいと思わない主な理由は何ですか？(あてはまるもの2つまで)



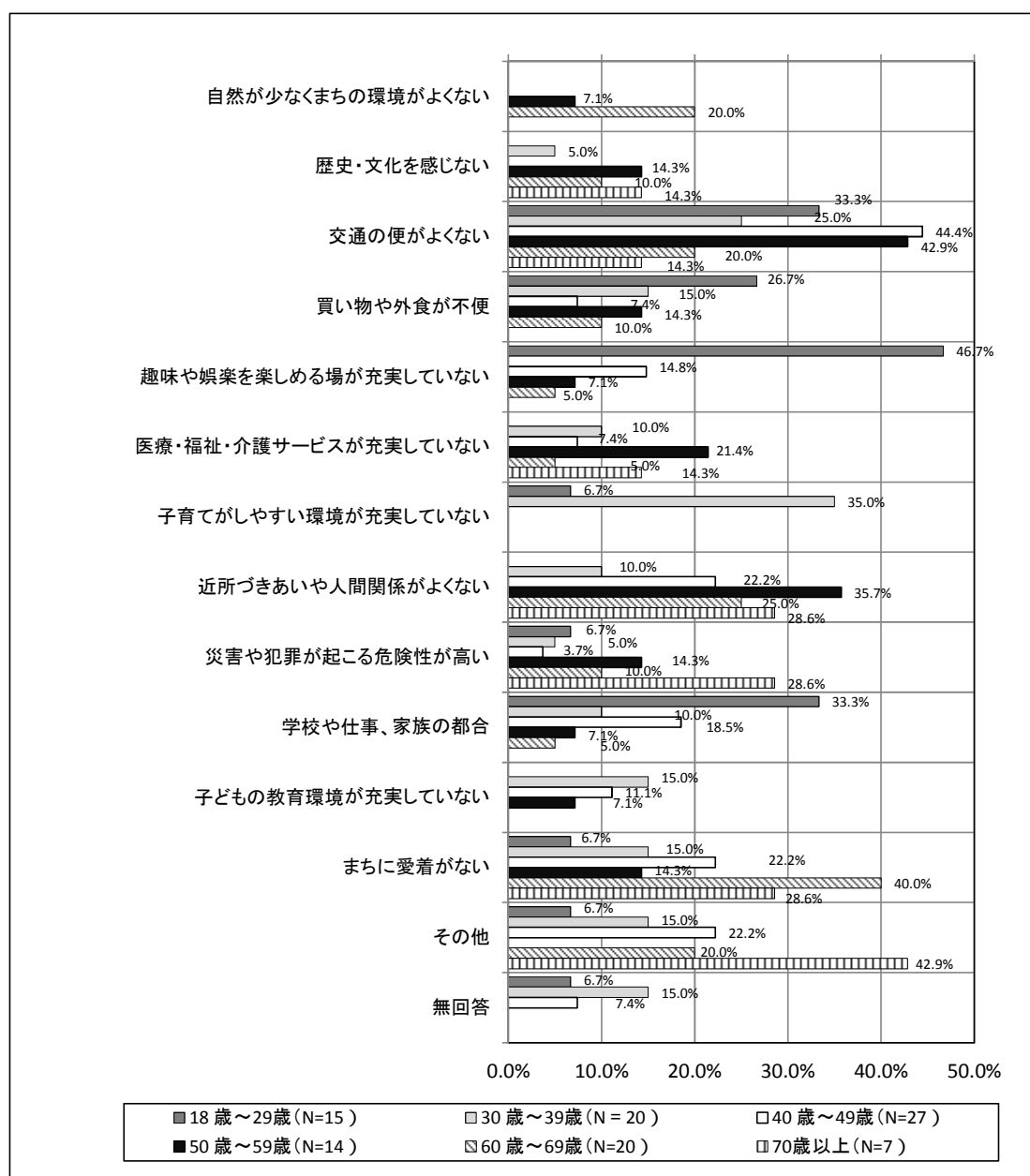
(性別クロス集計)

「交通の便がよいくない」、「学校や仕事、家族の都合」は女性の方が高く、「近所づきあいや人間関係がよいくない」、「趣味や娯楽を楽しめる場が充実していない」、「災害や犯罪が起こる危険性が高い」、「歴史・文化を感じない」は男性の方が高くなっている。



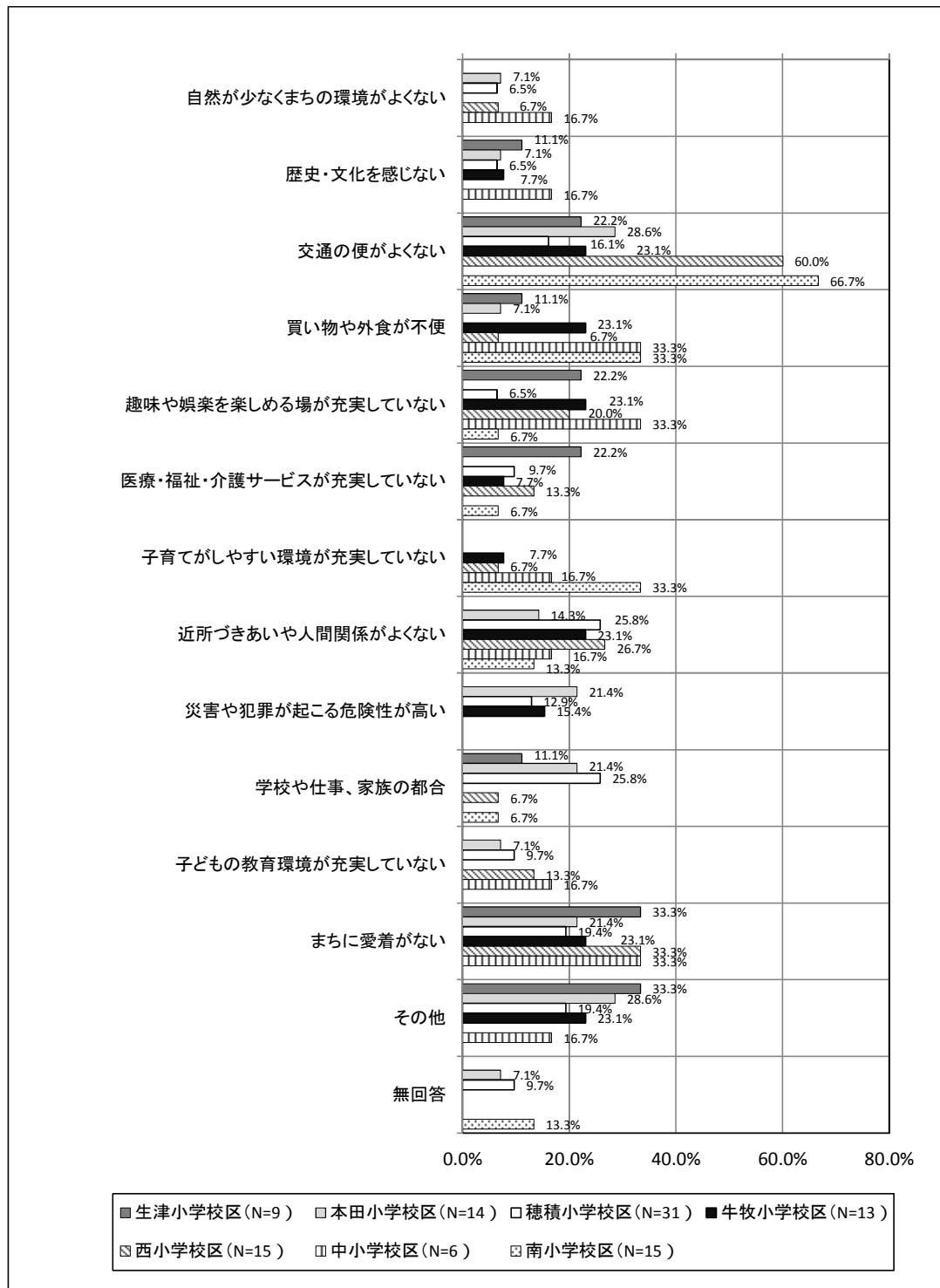
(年齢別クロス集計)

それぞれ最も多い項目は、18 歳～29 歳では「趣味や娯楽を楽しめる場が充実していない」が 46.7%、30 歳～39 歳では「子育てがしやすい環境が充実していない」が 35.0%、40 歳～49 歳と 50 歳～59 歳では「交通の便がよくない」が 44.4%と 42.9%、60 歳～69 歳では「まちに愛着がない」が 40.0%、70 歳以上では「近所づきあいや人間関係がよくない」、「災害や犯罪が起こる危険性が高い」、「まちに愛着がない」が 28.6%となっており、世代によって差がある。



(居住地別クロス集計)

西小学校区と中小学校区で「交通の便がよくない」が非常に多く、60%を超えている。



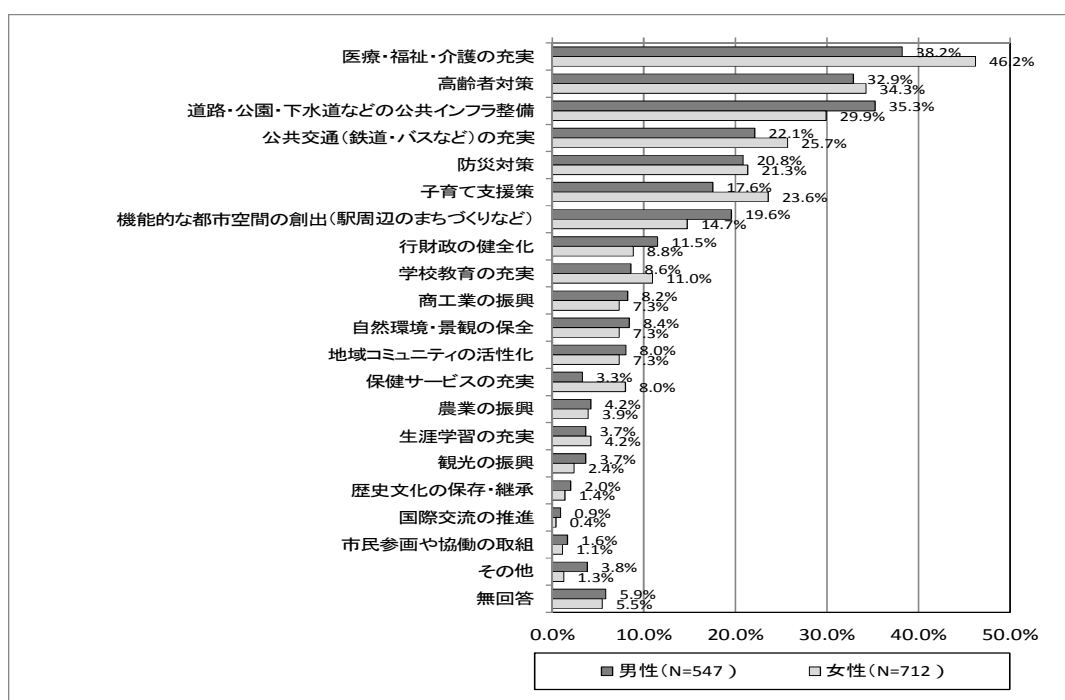
今後 10 年間のまちづくりにおいて重点的に取り組むべき事項

「医療・福祉・介護の充実」「高齢者対策」「子育て支援策」などの福祉関連が上位を占めた。

Q5 瑞穂市の「今後 10 年間のまちづくり」において特に重点的に取り組むべきだと思うものは何ですか？(あてはまるもの 3 つまで)

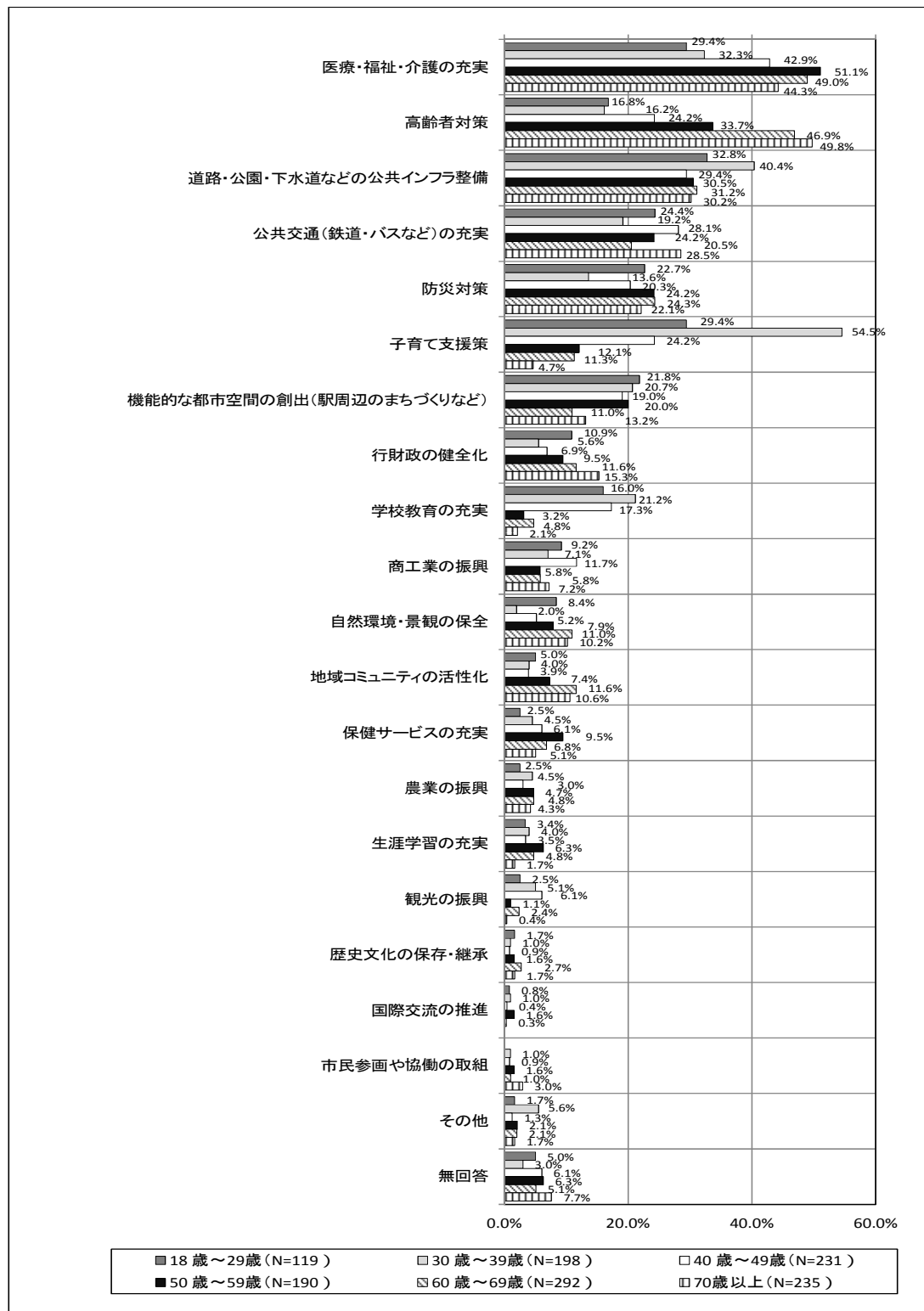
(性別クロス集計)

「医療・福祉・介護の充実」や「子育て支援策」、「公共交通の充実」などでは女性の方が多く、「道路・公園・下水道などの公共インフラ整備」などでは男性の方が多くなっている。



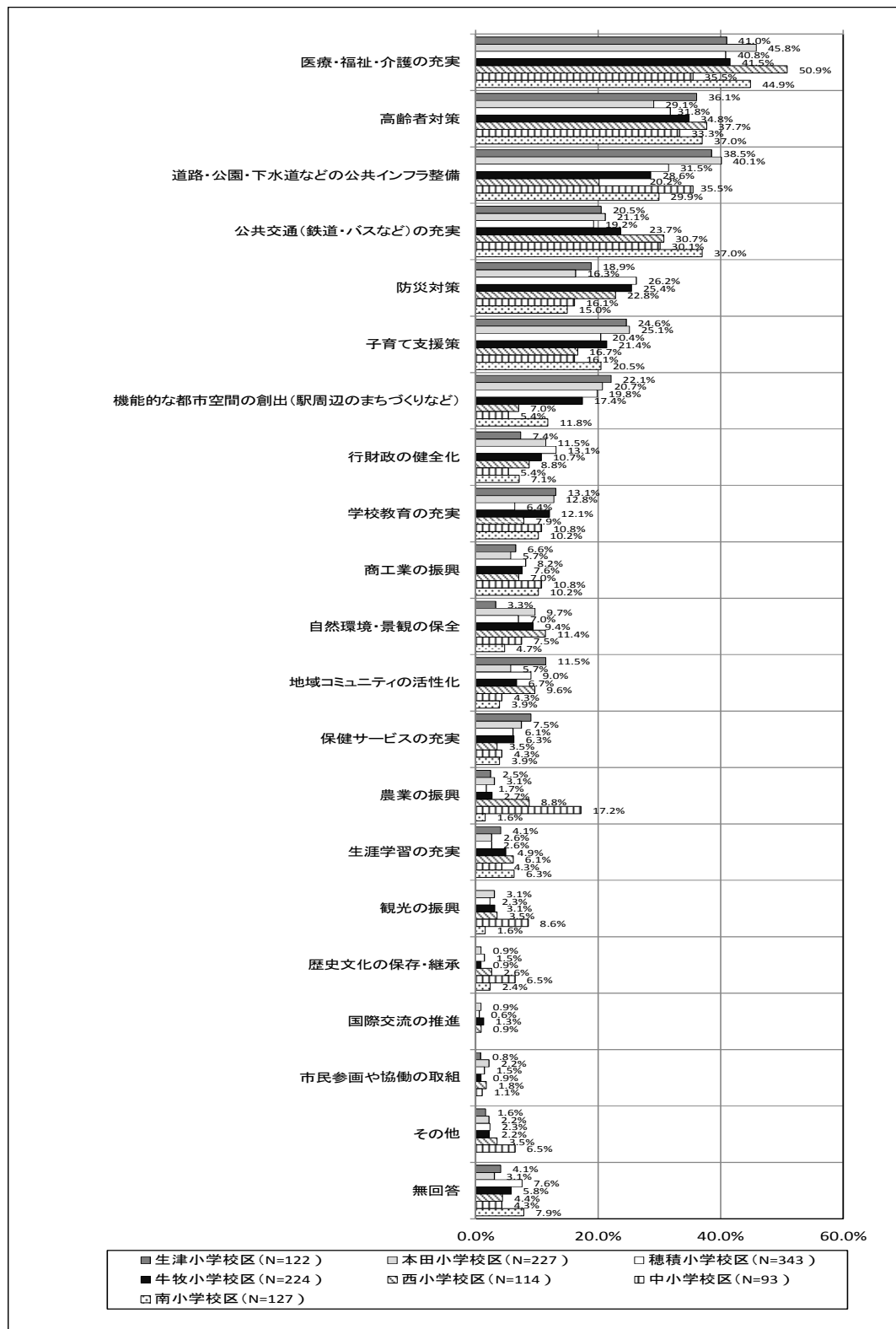
(年齢別クロス集計)

30歳～39歳では「子育て支援策」が多く、この年齢層の半数以上(54.5%)が重点的に取り組むべき事項として回答している。50歳以上では「医療・福祉・介護の充実」や「高齢者対策」が多くなっている。



(居住地別クロス集計)

「公共交通の充実」は、西小学校区、中小学校区、南小学校区で多く、「機能的な都市空間の創出」は生津小学校区、本田小学校区、穂積小学校区、牛牧小学校区で多くなっている。



ワールドカフェ

催 事 名 瑞穂市の未来を語ろう！ワールドカフェ

開催日時 平成26年12月14日(日) 午前・午後の2部制

参 加 者 33名(午前の部20名、午後の部 11名)

大テーマ「瑞穂市の未来を語ろう」

○第1ラウンド

・自己紹介＋いままであなたはまちづくりにどんな関わり方をしてきましたか

○第2～第3ラウンド

・瑞穂市の未来にどんなまちづくりの関わりがあったらいいと思いますか

＜参加者の心に残った一言＞

- | | |
|------------------------|--------------|
| ・なんとなく暮らせるまち | ・関心 |
| ・もっと住みよいまちに | ・目的を持ってスタート！ |
| ・夢のあるまち | ・女性・若者の活躍 |
| ・ゆったりとすごせるまち | ・情報提供とPR |
| ・夢・未来 全てが希望 | ・若い人との話し合い |
| ・多様 | ・老若男女の意見交換 |
| ・まちづくりはひとづくり世代間を越えて交流を | |

○シェアリング(共有)

- ・瑞穂市はなんとなく暮らせるまちだが、これからの将来を考えることは必要
- ・もっと住み良いまちにすれば、もっと人口も増えるのでは
- ・話し合いの場が無いので、話し合って夢が持てるように
- ・何か困ったときに「助けて」と言えるまちに
- ・ゆったりと過ごせることを幸せと気付けるまちになってほしい
- ・縦にも横にも繋がりが大切
- ・自治会などの活動に関心をもつことが必要
- ・世代間交流と若者の意見を聴くこと
- ・瑞穂市は災害のないまちなので希望が持てる
- ・福祉ボランティアなど地域活動を実践しているが、人数不足で組織も不安定
- ・環境対策などできることからやっていきたい

地域別懇談会

催 事 名 地域別懇談会 ～地域から瑞穂の未来を考える～

■開催日時・参加者

	開催地区	開催日	会 場	参加者(人)
1回	生津小学校区	平成28年 1月18日(月)	瑞穂市郷土資料館 1階 ホール	18
2回	本田小学校区	1月19日(火)	本田コミュニティセンター 2階 会議室	25
3回	穂積小学校区	1月20日(水)	瑞穂市総合センター 5階 会議室ホール	27
4回	牛牧小学校区	1月21日(木)	牛牧南部コミュニティセンター プレイルーム	23
5回	西小学校区	1月25日(月)	巢南公民会 1階 ふれあいホール	11
6回	中小小学校区	1月26日(火)	巢南公民会 1階 ふれあいホール	20
7回	南小学校区	1月27日(水)	巢南公民会 1階 ふれあいホール	30
時間:午後7時～午後9時 合 計				154

校区	意見のまとめ
生津	(グループ1) ●消防団員の確保(課題) ・消防団への加入趣旨などの説明が必要 ・若い方の自治会加入 ●自治会に入らない方への対応(課題) ・若い方とのコミュニケーション、祭りへの参加など ・広報の配布 ・魅力ある自治会活動が必要 ・地域のデータを参考に話し合う ・特徴を活かした自治会活動を考える (グループ2) ●地域コミュニティの形成、自治会機能の充実(課題) ・生津地区の現状(元々住んでいる人、新しい人の2種類) ・地域との関わりが薄い ・地域のコミュニティの形成 ・行政の仕事には限界がある、地域住民一人ひとりが考えていくべき

生津	・何をしていくべきかはっきりしていない ・取り組み体制を作っていくことが第1歩 ・話し合いの機会をつくって続けていくことが大事 (グループ3) ●市民参画のまちづくり(課題) ・市民の参加・参画が進んでいない・情報の提供の仕方が問題、伝わっていない ・市民意識の問題がある・市民の自主自立に向けた取り組み ・瑞穂市はそこそこ住みよいまちなので、危機感がないのでは ・地域のなかでの絆づくり、仕組みづくりが必要では ・市民参画の相談室が欲しい ・サイレントマジョリティへのアプローチ ・市民の受け止め方と行動
本田	(グループ1) ●下水、駅、都市計画、予算、交流、助け合い、市民参加(課題) ・情報提供の充実、出前講座、まちの課題のテーマを示すべき (グループ2) ●地域生活環境の維持、バス、自治会(課題) ・側溝掃除が大変、今後厳しいだろう ・下水を早く整備してほしい、水路の管理が大変 ・本田コミュニティセンターにネオン看板がない ・コミュニケーションの場を作してほしい ・バスは休日運行していない、困っているおり交通難民になっている ・本田校区の自治会は機能している ・自治会と行政のコミュニケーション不足があるのでは (グループ3) ●瑞穂市の課題(課題) ・市に名物がない、駅前に看板を設置し、良い面のキャッチコピーでPRする ・有効な土地活用がなされていない ・若い方が多いが転入者にとって何が良いのかをリサーチしてみる ・住みやすさのPR不足があるのでは ・税収を増やす(企業誘致、学校誘致、人を集めること) ・観光ではお金は落ちないのでは？ ・朝日大学を利用すれば人が増える ・警察署をつくってほしい ・駅前や駅周辺の駐車場が最大の問題、駅の近くにいろいろな施設を集める方向性は？ ・空き家を新婚者に貸したり分譲しては (グループ4) ●子育て環境、自治会運営(課題) ・問題意識の共有、聞いて、話し合うことが大事

本田	・子育て環境の充実、公園の整備、安全な居場所がない ・待機児童の解消や問題を抱えた子どもへの対応充実が必要 ・コミュニティの希薄化、まちづくりの参画が必要 ・自治会に参加していない人が多い ・運営構造の問題、若い人が集まる機会を捉えて勧誘する ・投票率が低い、政治に関心が低い、それだけの情報が与えられていない ・近所づきあいが少なくなった、世代をつなぐ場がない ・自治会ごとに状況が違い高齢化率が高くなっている ・インフラの整備、市内に高校がない、道路・駅前、バス ・近所のスーパーがなくなった
穂積	(グループ1) ・財政の収入の問題 ・自治会ごとの意識の違いにより、格差が生じている問題 ・朝日大学周辺の問題、大学の活用 ・新しい学科、学生を増やすこと ・看護学科を活用して、大学病院を大きくれば雇用が広がる ・自治会活動、高齢者の活用 ・賑わい、交流できる場所が必要 (グループ2) ・駅周辺の問題、通勤時間混雑、違法駐車環境を整えて欲しい ・バスの本数がない、使っていない ・増やすと利用者増える、通勤環境を整える ・自転車の通学、歩道の整備をしてほしい ・駅周辺の計画が必要 ・自治会、町内会、人つながりが希薄、防災で必要では、心配 ・アパートの増加、自治会未加入者の、大家、近所さんからの呼びかけ、広報を配って勧誘 ・コミュニケーション、イベント、祭りがあると良い、集まる場所がほしい ・土地利用計画がまとまっていないのでは (グループ3) ・インフラ、ハード、駅周辺の交通渋滞、解決策はない、問題意識はある ・公共下水道、市民は実情を知らない ・空き家対策、有効活用 ・少子化問題、若い世代へのアシスト、育児相談、待機児童、保育士の確保、公園の機能 ・現実的に解決すべきことがあるのでは ・結婚しない、減っている ・少子化が進んでいる、子育てへのアシストが鍵 ・痴呆が増える、在宅介護の問題 ・介護・医療費の増嵩問題 ・対応していくためには、お金が必要

穂積	・持続可能な財政基盤を見ながら、クリアしてくべき (グループ4) ・駅周辺の道路が危ない、通学路の安全確保 ・朝日大学のスクールバスは車が減り効率的 ・下水道より新駅を。税収が増える ・楽しいまちにしてほしい、夏祭り、大学祭りのジョイント、ボウリング場の利用 ・自治会レレーの大会開催、市政15周年記念の祭りの開催、朝大利用 ・総合計画の施策の進め方が見えない(説明不足)
牛牧	(グループ1) ●公共下水道事業、ゴミ、バス(課題) ・瑞穂市と議会の性質に憤りを感じる。白紙撤回を求める ・合併浄化槽、他市の事例、財政事情の公表をすべき ・コミュニティバスの本数が少ない、総合病院がない、停留場の変更 ・ゴミを燃やすこと、モラル、行政指導をしては、ゴミの分別、リサイクル化も ・教育への力の入れ方が重要 ・子どもの安全に遊べる場所、木がある公園がほしい ・瑞穂市独自の教育への転換、知識型教育から道徳教育が重要、働き方の変化も必要 (グループ2) ●高齢者の買い物など移動(課題) ・買い物支援も十分ではない、病院など高齢者移動手段が大きな問題になっている ・バスが大きすぎるのではないかと、小さいバスにしてはどうか ・一人暮らしの高齢者が増えてきたのでサポートが必要 ・必要な人に必要な情報が行き届いていない、広報が下手 ・行政側へ上手く意見を伝えていないのでは ・自治会が個人情報を集めることが難しい (グループ3) ●福祉、インフラ、学校教育、人材確保(課題) ・市内に総合病院がない ・学童保育拡大、給食費の無料化、高校が必要では ・駅へのアクセス、駐車場、道路、駅周辺の整備が需要 ・下水道が完備されていない ・自治会の人材確保、消防団員の確保に悩んでいる ・消防団の必要性への理解が進んでいない ・消防団員確保について、自治会にまかせではなく、市も関心を高めるPRをしてほしい (グループ4) ・そもそも論、ワークショップ、基本計画の件、地域の現状、なんともならない ・本来の目的である総合計画についての議論が必要では
西	(グループ1) ・新駅構想は旧巢南特有の問題

西	・インフラについては、鷺田橋東側の景観、活用、下水道 ・岐阜県南大野線の早期整備 ・新駅ができれば、地域活性化に役立つ ・まちづくりに子どもや女性、中学生などの意見を取り入れる ・農地の集約化 ・消防団の廃止 (グループ2) ・独身の男性が多い、独身女性は男性を探している ・農業者の高齢化、農業収入が減少し後継者がいない ・大月の土地活用、このままではもったいない。お金をかけない多目的広場を作っては ・大月の土地の整備は、さまざまな確執があるのでは、対話が必要 ・農業の将来への不安があり、総合計画からは未来が見えない。行き詰まりが見える ・市全体で市民が話題にして、考える仕組みづくりが必要 ・婚活は人口減少対策として期待している
中	(グループ1) ・中山道のブランド化が必要 ・子育て環境の充実、インフラ整備が必要 ・地域に人が増えないので、観光客を呼び賑わいを生み出す ・観光PRができていないので、旅行会社と手を組んだりしては ・高齢化が進むが、120年間続く富有柿を守っていく ・柿にシールを貼って、ハロウィンに使うアイデア ・道の駅の整備、「瑞穂駅」への駅名の改名 ・健全な財政運営として、小さい企業を誘致しては (グループ2) ・美江寺近郊はイベントが多すぎて(年10回以上)サラリーマンではできない ・担い手がないのに、市の観光資源になっていることが矛盾している ・穂積駅に賑わいがいい ・コミュニティバスを通勤者の足にして、みんなが使うようにしてはどうか。高齢者が外に出る健康にもなる ・高齢者は仕事につきにくい、シルバー人材センターの活用を ・ボランティアなどの組織が少ない ・一人暮らしの高齢者では家の管理ができない ・後継ぎが定年後に農業をする場合は、定年になるまで親が農業をやらなければならない ・農地転用ができない、農地の集約も苗場など集約しにくい農地がある ・航空産業の誘致をしては ・大月の土地に市役所を作っては ・新しい住民とのコミュニケーションがない ・自治会や町内の役員が順送りになっている (グループ3)

中	・地域の文化、中山道、美江寺宿、呂久の祭りを市の事業として一体的に大きくしては ・イベントに若い人の参加を、婚活イベントも加えては ・人口を55,000人にするには、まちの魅力と安心な暮らしが必要 ・穂積駅の活性化がキーポイント ・将来見通しがない、瑞穂市の真ん中にまちをつくる、新しい発想が必要 ・ふれあいフェスタのシャトルバスルートを考えてほしい ・高齢者対策、高齢者活用、移動はタクシーの利用、高齢者同士の連携、グループ化などを考える
南	(グループ1) ・新駅をつくっては、樽見鉄道に接続し区画整理 ・バス停を住宅の近くに ・将来を見据えた計画を立ててほしい、真剣に考えてほしい ・下水道の早期開始はいいが、浄化槽のほうが管理費が安いのでは ・下水のPRをもっと普及しないといけない ・通学路、歩道、横断歩道などの計画性がない、計画をしっかり立てて実施する ・子どもたちが安心して通学できる環境が必要 ・南小学校の整備改修などは長期的展望を持って計画してほしい ・市内の祭りの宣伝が足りていない ・旧穂積と旧巢南の壁を取り除いてほしい ・市内の祭りを1つまとめては (グループ2) ・市民への情報発信が不足している ・ほづみ幼稚園だけ送迎バスがある ・健全財政が必要 ・若い人の話し合いの場が必要、地域別懇談会を自治会や若い人が集まるところで実施しては ・消防団は必要だが、消防団員の若い人は屋間まちにいない ・避難情報、防災無線、高齢者対策などに不安がある、今は災害がないからなのでは ・市内自治会の運営に統一感がない ・公共施設公園のトイレが使えない、市の公共施設がまちの外れにある ・駅の待合が寒い、風よけを付けては ・コミュニティバスは通勤や通学に使えない ・歩道が整備できていない (グループ3) ・瑞穂市は水害が多く不安がある ・避難ルート、避難所の体制がはっきりしていない特に水害の場合 ・下水道事業がどのようなになっているか分からない ・財政などの全体計画が市民に伝わっていない ・空き家を活用しては

南

- ・計画を進めようとするが財政が心配不安
 - ・「むかい地蔵」のテーマが残っている
 - ・財政の問題が心配
- (グループ4)
- ・自治会行事が多い、役員がいらない
 - ・消防団員が集まらない、若い人が参加しない
 - ・南地区では若い人との交流はできている、新しく入ってくる人に違和感はない
 - ・防災無線が聞こえない
 - ・避難所、防災面が不安
 - ・子育て環境として保育園や学校が小さい
 - ・学校大きくしても、バランスを考えて
 - ・計画的な道路整備を、行き止まりや路上駐車の原因となる
 - ・コミュニティバスの本数が少ない、移動手段がない
 - ・まちはナンバー1を作るべき、地域ブランドをつくる



5 用語解説

本文中に記載される、専門性の高い用語等について、下記に概説します。

【あ～お】

ICT (アイ・シー・ティー)

- ・ Information and Communication Technology の略。IT = 情報技術に通信コミュニケーションの重要性を加味した言葉。

アベノミクス

- ・ 自由民主党の政治家・安倍晋三が第 2 次安倍内閣において掲げた一連の経済政策の通称。

安全保障関連法

- ・ 2015 年に第 3 次安倍政権が国会に提出した「国際平和支援法」、「平和安全法制整備法」の二つの法案。

インフラ

- ・ 基盤、下部構造などの意味を持つ「インフラストラクチャー」(英)の略。

NPO (エヌ・ピー・オー)

- ・ Nonprofit Organization の略。非営利団体のこと。

温室効果ガス

- ・ 大気圏にあって、地表から放射された赤外線の一部を吸収することにより、温室効果をもたらす気体の総称。

【か～き】

化石燃料

- ・ 石炭・石油・天然ガスなど過去の植物や動物の遺骸が変化して生成した燃料。

環太平洋経済連携協定 (TPP)

- ・ 関税を撤廃し、太平洋を囲む国々が人、モノ、カネの移動を自由化しようという貿易協定。

健康寿命

- ・ 健康上の問題がない状態で日常生活を送れる期間のこと。

交通ネットワーク

- ・ 鉄道、バスなどの公共交通網や自動車交通を主とした幹線道路網などのこと。

幸福のパラドックス

- ・ 経済学者リチャード・イースタリンが 1995 年に論文にて発表した概念で、所得と幸福度の間に関係性がないことが研究されている。

耕作放棄地

- ・ 高齢化、過疎化による人手不足で、過去 1 年間耕作されたことがなく、今後数年の間に再び耕作する意思のない農地。遊休農地。

国土強靱化

- ・ どのような災害が発生しても、被害を最小限に抑え、迅速に復旧・復興できる、強さとしなやかさを備えた国土・地域・経済社会を構築する概念。

グローバル化

- ・政治・経済、文化など、様々な側面で、従来の国家・地域の垣根を越えた、地球規模で資本や情報のやり取りが行われる状態のこと。

C O P (コップ) 2 1

- ・国連気候変動枠組み条約第 21 回締約国会議の略称。

合計特殊出生率

- ・一人の女性が一生に産む子供の平均数を示す。

コーホート要因法

- ・コーホートとは、同年（または同期間）に出生した集団のことをいい、コーホート要因法とは、その集団ごとの時間変化（出生、死亡、移動）を軸にして人口を推計する方法。

コミュニティ

- ・同じ地域に居住して利害を共にし、政治・経済・風俗などにおいて深く結びついている人々の集まり。

コミュニティ・スクール

- ・公的な教育行政では対応しきれない業務等について、当該地域の住民等の関わりを促し、教育業務の一部を委任し、運営する教育形態。

コンパクトシティ

- ・都市の中心部に行政、商業、住宅などさまざまな都市機能を集中させた形態を指す。

【さ〜そ】

サイバー犯罪

- ・主にインターネット回線等を通じて行われるテロや犯罪などの行為。

財政力指数

- ・地方公共団体の財政力を示す指数で、基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数値の過去 3 年間の平均値をいう。

G D P (ジー・ディー・ピー)

- ・国内の生産活動による商品・サービスの産出額から原材料などの中間投入額を控除した付加価値の総額。

シェールガス

- ・頁岩（シェール）層から採取される天然ガス（天然気）。

市民ワークショップ

- ・行政機関が施策を定めるなどの場合に、市民と行政又は市民同士が 問題点を共有し、認識しながら、相互に議論、共同作業などを通して、案を作り上げていく方法。

自然再生エネルギー

- ・風力、太陽光、水力、バイオマスなどの環境にやさしいエネルギーのこと。

実質公債費比率

- ・自治体の収入に対する負債返済の割合を示す。通常、3年間の平均値を使用。

集団的自衛権

- ・ある国家が武力攻撃を受けた場合に直接に攻撃を受けていない第三国が協力して共同で防衛を行う国際法上の権利。

縮小スパイラル

- ・物価下落と利益減少が繰り返される状況。

情報セキュリティマネジメント

- ・組織（企業、部、課など）における情報セキュリティを管理するための仕組み。

人材バンク

- ・厚生労働大臣の許可を受けて職業を紹介する、民間の職業紹介業のこと。

ストック

- ・資産、備蓄、在庫の概念。

スポーツ基本法

- ・スポーツ界における透明性、公平・公正性の向上の要請や障害者スポーツの発展、国際化の進展等スポーツを取り巻く現代的課題を踏まえた、スポーツに関する基本理念の提示と、文部科学大臣がスポーツ基本計画を定めることが規定されている。

スローライフ

- ・生活様式に関する思想の一つで、大量生産・高速型のライフスタイルに対して、ゆっくりした暮らしを提案するもの。

生活習慣病

- ・生活習慣が発症原因に深く関与していると考えられている疾患の総称。

政府短期証券

- ・日本政府が一時的に生じる資金不足を補うために発行する国債の一種。

セーフティネット

- ・個人や企業に経済的なリスクが発生したとき、最悪の事態から保護する仕組みをいう。

生産年齢人口比率

- ・15歳～64歳人口の総人口に対する比率のこと。

【た～と】

待機児童

- ・子育て中の保護者が保育所または学童保育施設に入所申請をしているにもかかわらず、入所できない状態にある児童をいう。

多文化共生

- ・国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的な違いを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていくこと。

団塊の世代

- ・我が国の第一次ベビーブーム《1947年（昭和22年）～1949年（昭和24年）》が起きた時期に生まれた世代。

地域包括ケアシステム

- ・介護が必要になった高齢者も、住み慣れた自宅や地域で暮らし続けられるように、「医療」・「介護」・「介護予防」・「生活支援」・「住まい」の5つのサービスを体系的に受けられる支援体制のこと。

地産地消

- ・地元で産した物を地元で消費すること。

地方交付税

- ・地方自治体の収入の格差を少なくするために、交付される資金のこと。

都市計画マスタープラン

- ・市町村の都市計画に関する基本的な方針として、都市内の土地利用の方向や市街地整備の内容を示す計画。

道路ストック

- ・トンネル・橋梁・照明灯などの道路構造物。

特定健康診査

- ・糖尿病や高脂血症、高尿酸血症などの生活習慣病の発症や重症化を予防することを目的として2008年4月より導入された健康診査。

【な～の】

南海トラフ巨大地震

- ・日本列島の太平洋沖、「南海トラフ」沿いの広い震源域で連動して起こると警戒されているマグニチュード(M)9級の巨大地震。

ノーマライゼーション

- ・障害者も、健常者と同様の生活が出来る様に支援するべき、という考え方のこと。

【は～ほ】

ハザードマップ

- ・自然災害による被害を予測し、その被害範囲を地図化したもの。

バリアフリー

- ・日常生活や社会生活における物理的、心理的な障害や、情報に関わる障壁などを取り除いていくことをいう。

パリ協定

- ・2015年12月12日にCOP21第21回気候変動枠組条約締約国会議で採択された協定。

P D C A (ピー・ディー・シー・エー)

- ・事業活動における生産管理や品質管理などの管理業務を円滑に進める手法の一つ。Plan(計画)→Do(実行)→Check(評価)→Action(改善)の4段階を繰り返すこと。

P M (ピーエム) 2.5

- ・粒径2.5 μm (2.5mmの千分の1)以下の粒子状物質。

ピースメッセンジャー事業

- ・次代を担う若い世代に核の恐ろしさ、戦争の悲惨さ、そして平和の尊さについて学び、考え、伝えていくことを目的に、市内の児童・生徒が戦争と平和について自主学習し、平和メッセージの作成・発信を行なう取り組み。

B R I C s (ブリックス)

- ・有力新興国とされるブラジル (Brazil)、ロシア (Russia)、インド (India)、中国 (China) の頭文字をとった言葉。

ファミリー・サポート・センター

- ・地域において育児や介護の援助を受けたい人で行いたい人が会員となり、育児や介護について助け合う会員組織。

フィードバック

- ・元来は電気工学等における物理的特性のことを指すが、転用してある物事への反応や結果をみて、改良・調整を加えることをいう。

ブラッシュアップ

- ・一定のレベルに達した状態からさらに磨きをかけること (技術や質の向上、上達)。

ふるさと納税

- ・任意の地方自治体 (都道府県、市町村および特別区。) に寄付することにより、寄付した額のほぼ全額が税額控除される日本国内の個人住民税の制度。

【ま～も】

マイナンバー制度

- ・住民票を有する全ての方に 1 人 1 つの番号を付し、社会保障、税、災害対策の分野で効率的に情報管理を行なう社会保障・税番号制度。

マネジメント体制

- ・経営、管理。目標、目的を達成するために必要な要素を分析し、目的達成の手段を講ずるための体制。

メタボリックシンドローム

- ・内臓脂肪型肥満 (内臓肥満・腹部肥満) に高血糖・高血圧・脂質異常症のうち 2 つ以上を合併した状態をいう。

木質バイオマス

- ・再生可能な、生物由来の有機性資源 (化石燃料は除く) のこと。

【や～よ】

ユニバーサルデザイン

- ・文化・言語・国籍の違い、老若男女といった差異、障害・能力の如何を問わずに利用することができる施設・製品・情報の設計 (デザイン) のこと。

【ら～る】

ライフライン

- ・主にエネルギー、水供給施設、交通施設、情報施設などの、日常生活に必須となる設備、施設のこと。

リーマンショック

- ・2008年9月15日に、アメリカ合衆国の投資銀行であるリーマン・ブラザーズが破綻したことに端を発して、続発的に世界的金融危機が発生した事象を総括的に呼ぶ。

リスク

- ・ある行動や事象に関する危険性のこと。

リニア中央新幹線

- ・東京都から大阪市までを時速 500km で走行する超電導磁気浮上式リニアモーターカーによって結ぶ高速軌道交通。

6次産業化

- ・第一次産業である農林水産業が、農林水産物の生産だけにとどまらず、それを原材料とした加工食品の製造・販売や観光農園のような地域資源を生かしたサービス展開のような、第二次産業（製造）や第三次産業（サービス）にまで及ぶこと。

ローリング方式

- ・行政サービスとしての施策・事業の実施状況に応じて、毎年度修正や補完などを行うことで、変化する経済・社会情勢に弾力的に対応し、計画と現実との乖離を調整していく方法。

ロハス

- ・地球環境保護と健康を重視する生活の仕方。

【わ～】

ワンストップ行政サービス

- ・行政分野で個別に行なわれている諸手続きを1回の手続きで、あるいは1箇所の窓口で完了させることができるような体制や仕組みのこと。

